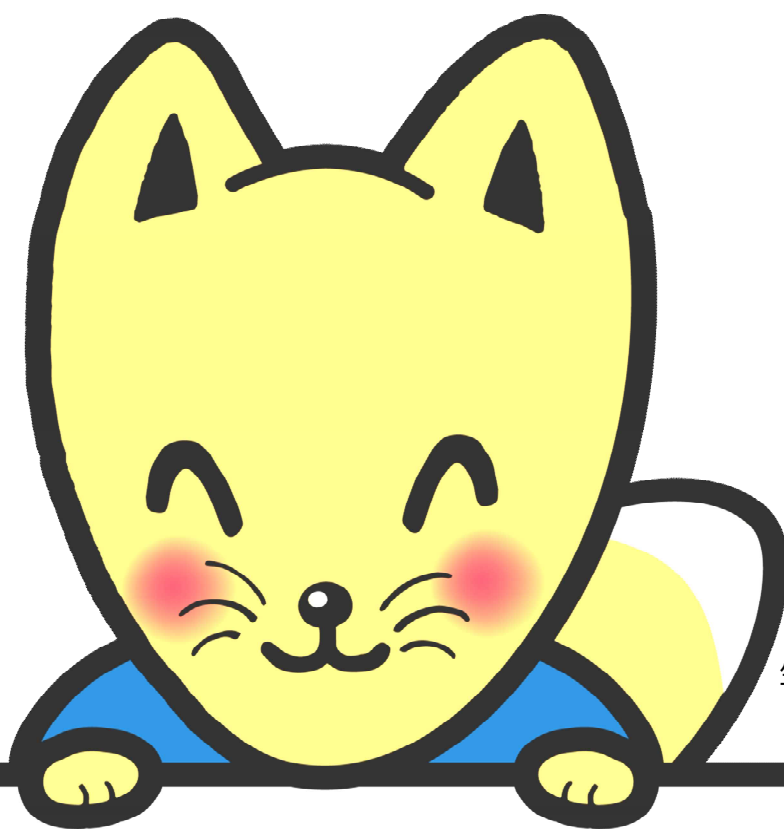




障がい福祉のしおり

令和6年度4月改定版



笠間のいな吉®

笠 間 市

ご利用にあたって

- ◆本書は令和6年4月1日現在を基準に作成したものです。
- ◆障がいの種別や等級、所得に応じてご利用できない制度があります。
- ◆制度の詳しい内容に関しては、関係窓口へお問い合わせください。

《本書に出てくるマークについて》



⇒ 身体障がい者



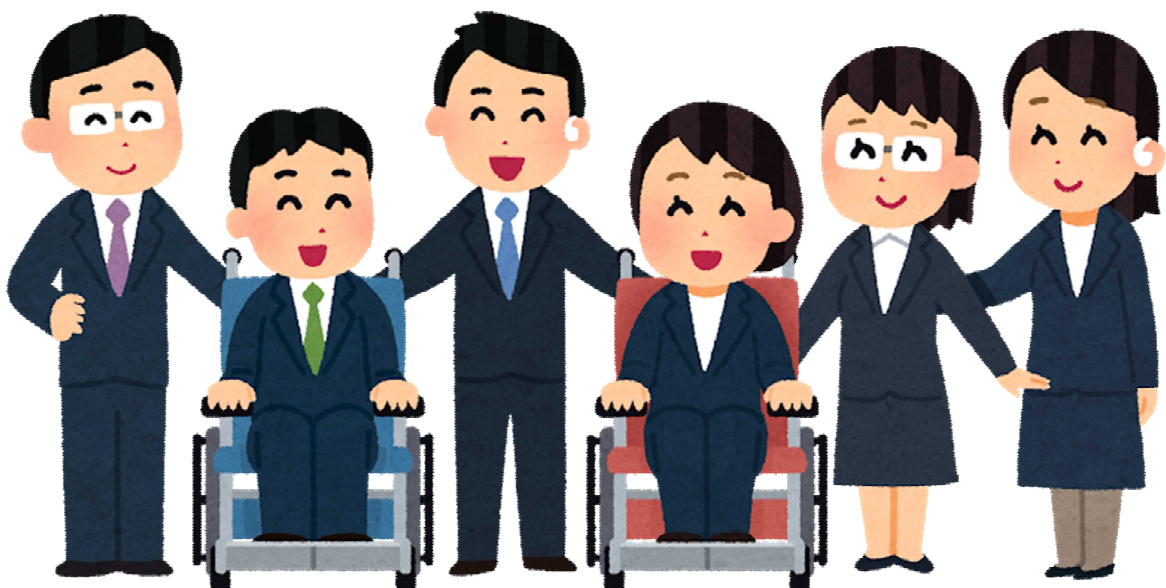
⇒ 精神障がい者
(発達障がい者含む)



⇒ 知的障がい者



⇒ 難病患者



障害程度別該当制度一覧表

(R6. 4現在)

		手続き窓口	掲載ページ	身 体 障									
				肢 体 不 自 由						視 覚			
				1級	2級	3級	4級	5級	6級	1級	2級	3級	
医療の助成	医療費の支給（マル福制度）	保	4	○	○	▲	▲				○	○	▲
	自立支援医療（更生・育成医療）	福	7	▲	▲	▲	▲	▲	▲		▲	▲	▲
	自立支援医療（精神通院）	福	9										
年金と手当	障害基礎年金	保	10	国民年金法									
	在宅心身障害児福祉手当	福	10	○	○	○					○	○	○
	特別児童扶養手当	福	11	○	○	○	▲				○	○	○
	特別障害者手当	福	12	▲	▲						▲		
	障害児福祉手当	福	13	○	▲						○	▲	
	心身障害者扶養共済	福	14	○	○	○					○	○	○
	難病患者等支援金	福	15										
福祉用具	補装具	福	16	▲	▲	▲	▲	▲	▲		▲	▲	▲
	日常生活用具	福	18	○	○	▲	▲	▲	▲		○	○	▲
生活の支援	自動車運転免許取得費用の補助	福	23	○	○	○	○						
	自動車改造費用の助成	福	23	○	○								
	障害福祉サービスの給付	福	25	手帳をお持ちでなくても									
	地域生活支援事業	福	30										
及税の減除	所得税・市県民税の控除	税	33	○	○	○	○	○	○		○	○	○
	（軽）自動車税種別割・（軽）自動車税環境性能割の減免	税	35	○	○	○	▲	▲	▲		○	○	○
非常時支援	災害支援者登録	福	36	○	○						○	○	
	災害時のためのストマ装具の保管登録	福	36										
	NET119	福	37										
	笠間市高齢者見守りあんしんシステム	高	37	▲	▲						▲	▲	
その他の制度	いばらき身障者等用駐車場利用証	福	39	○	○	▲	▲	▲	▲		○	○	○
	有料道路の割引	福	40	○	○	○	○	○	○		○	○	○
	NHK受信料の減免	福	41	▲	▲	▲	▲	▲	▲		▲	▲	▲
	通院通所タクシー券	福	41	○	○						○	○	
	デマンドタクシーの割引	福	42	○	○	○	○	○	○		○	○	○
	交通機関の割引	／	42	○	○	○	○	○	○		○	○	○
	県立施設入場料の割引・減免	／	45	○	○	○	○	○	○		○	○	○
ヘルプマーク・ヘルプカードの配布	福	48	○	○	○	○	○	○		○	○	○	

目 次

1. 各障害者手帳について	
・ 身体障害者手帳	1
・ 療育手帳	2
・ 精神障害者保健福祉手帳	3
2. 医療費助成制度	
・ 医療福祉費支給制度（マル福制度）	4
・ 障がい認定による後期高齢者医療制度	5
・ 自立支援医療制度の概要	6
・ 自立支援医療費（更生医療）	7
・ 自立支援医療費（育成医療）	8
・ 自立支援医療費（精神通院医療）	9
3. 年金と手当	
・ 障害基礎年金	10
・ 在宅心身障害児福祉手当	10
・ 特別児童扶養手当	11
・ 特別障害者手当	12
・ 障害児福祉手当	13
・ 心身障害者扶養共済制度	14
・ 難病患者等支援金	15
4. 福祉用具	
・ 補装具	16
・ 茨城県人工肛門ストマ用装具支給事業	17
・ 日常生活用具	18
5. 日常生活の支援	
・ 自動車運転免許取得費助成事業	23
・ 自動車改造費用助成事業	23
・ 身体障がい者補助犬の給付	24
・ 手話通訳者・要約筆記者の派遣事業（意思疎通事業）	24
・ 障害福祉サービス	25
・ 移動支援事業	30
・ 日中一時支援事業	31
・ 在宅重度身体障害者訪問入浴サービス事業	32

6. 税の控除及び減免

- ・ 所得税・市県民税の障害者控除…………… 3 3
- ・ 相続税の控除…………… 3 4
- ・ 贈与税の控除…………… 3 4
- ・ 自動車税等の減免…………… 3 5

7. 非常時の支援制度

- ・ 災害時避難行動要支援の登録…………… 3 6
- ・ 災害時のためのストマ装具の保管登録…………… 3 6
- ・ N E T 1 1 9 緊急通報システム…………… 3 7
- ・ 笠間市高齢者見守りあんしんシステム事業…………… 3 7
- ・ 笠間市認知症高齢者等支援事業…………… 3 8

8. その他の制度

- ・ いばらき身障者等用駐車場利用証…………… 3 9
- ・ 駐車禁止除外指定車標章交付…………… 4 0
- ・ 有料道路通行料金の割引…………… 4 0
- ・ N H K 受信料の免除…………… 4 1
- ・ 笠間市通院通所タクシー券…………… 4 1
- ・ デマンドタクシーの割引…………… 4 2
- ・ J R 旅客運賃の割引…………… 4 2
- ・ 県内バス（路線バス）運賃の割引…………… 4 3
- ・ 国内航空運賃の割引…………… 4 4
- ・ タクシー料金の割引…………… 4 4
- ・ 県内施設入場料の割引・減免…………… 4 5
- ・ N T T 番号案内（ふれあい案内）の無料化…………… 4 6
- ・ 携帯電話使用料の割引…………… 4 6
- ・ 青い鳥郵便葉書の無償配布…………… 4 7
- ・ 郵便等による不在者投票…………… 4 7
- ・ 郵便料金の免除…………… 4 8
- ・ スポーツ・文化イベント…………… 4 8
- ・ ヘルプマーク・ヘルプカードの配布…………… 4 8
- ・ かさま未来さぽーとぶっくの配布…………… 4 9

9. 各種相談窓口

- ・ 笠間市内の相談窓口…………… 5 0
- ・ 分野別相談窓口…………… 5 1

1. 各障害者手帳について

身体障害者手帳

身体に障がいのある方が、様々なサービスを利用しやすくするために交付される手帳です。障がいの程度によって1級（重度）から6級（軽度）までの等級に分かれます。

対象者	視覚、聴覚・平衡機能、音声・言語・そしゃく、肢体不自由、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能、肝臓に永続する障がいがある方
審査機関	市、茨城県社会福祉審議会、疾病・障害認定審査会
審査方法	身体障害者診断書・意見書による書類審査
必要書類	下記をご参照ください。 ※下記以外に、申請時には <u>個人番号(マイナンバー)のわかるもの</u> が必要となります。
窓口	笠間市役所 社会福祉課 障害グループ 各支所 保険福祉課 福祉グループ

【必要書類】

手続の種類		申請書	写 真	診断書	手 帳
初めて交付申請するとき		○	2枚	○	
再交付	障がいの程度が変わったとき 新たな障がい追加されたとき	○	1枚	○	○
	手帳を紛失したとき	○	1枚		
	手帳を破損・汚損したとき	○	1枚		○
変更	住所・氏名が変わったとき	○			○
	保護者が変わったとき (手帳所持者が15歳未満の場合)	○			○
死亡したとき、障がいに該当しなくなったとき		○			○

※申請書：各窓口を用意してあります。

※写 真：タテ4cm×ヨコ3cmで、無帽で上半身が写った1年以内に撮影されたもの
(家庭用プリンターで印刷したものは不可)
(写真は貼付せずにお持ち下さい)

※診断書：窓口にある所定の診断書で、都道府県が指定する医師が3カ月以内に作成したもの

療育手帳

知的障がいのある方が、様々なサービスを利用しやすくするために交付される手帳です。障がいの程度はマルA（最重度）、A（重度）、B（中度）、C（軽度）に分かれており、交付後は障がいの程度を確認するため、定期的に再判定を受けていただきます。

対象者	児童相談所または茨城県福祉相談センターで知的障がいと判定された方	
審査機関	18歳未満	中央児童相談所
	18歳以上	茨城県福祉相談センター
審査方法	面談、IQテスト 等	
必要書類	下記をご参照ください。	
窓口	中央児童相談所（18歳未満） 水戸市水府町864-16 ☎029-221-4150 茨城県福祉相談センター（18歳以上） 水戸市三の丸1-5-38 ☎029-221-0800 新規交付申請・判定以外の手続き 笠間市役所 社会福祉課 障害グループ 各支所 保険福祉課 福祉グループ	

【必要書類】

手続きの種類		申請先	申請書	写真	手帳
初めて交付申請する時		審査機関	○	1枚	
再判定	再度判定を受けるとき				○
再交付	他の都道府県から転入したとき	市役所	○	1枚	○
	手帳を紛失したとき		○	1枚	
	手帳を破損・汚損したとき		○	1枚	○
	手帳記載欄の余白がなくなったとき		○	1枚	○
変更	住所・氏名が変わったとき		○		○
	保護者が変わったとき		○		○
死亡したとき、障がいに該当しなくなったとき			○		○

※写真：タテ4cm×ヨコ3cmで、無帽で上半身が写った1年以内に撮影されたもの
 （家庭用プリンターで印刷したものは不可）

※再判定：判定年月の3カ月前になりましたら、市役所から通知で案内します。

※県外転出：転出先にて、新たに判定および交付を受ける必要があります。

次回判定年月に到達する前に、障がいの程度に変更がある（重度化・軽度化）と思われるときには再判定を受けることが可能です。その場合にも審査機関へご相談ください。

精神障害者保健福祉手帳

精神に障がいのある方々が、様々なサービスを利用しやすくするため、また、福祉サービスを通じて社会復帰や自立、社会参加を支援するために交付される手帳です。障がいの程度によって1級から3級に分かれます。

対象者	一定の精神障がいの状態にあるため、日常生活や社会生活に一定の制約がある方
審査機関	茨城県精神保健福祉センター
審査方法	診断書または年金証書による書類審査 ※手帳の有効期間は2年間であり、更新が必要です。
必要書類	下記をご参照ください。 ※下記以外に、申請時には <u>個人番号(マイナンバー)のわかるもの</u> および <u>印鑑</u> が必要となります。(本人署名の場合は印鑑不要)
窓口	笠間市役所 社会福祉課 障害グループ 各支所 保険福祉課 福祉グループ

【必要書類】

手続の種類		診断書 または年金証書等	申請書	写 真	手 帳
初めて申請するとき		○	○	1枚	
更新するとき		○	○	1枚	○
障がいの程度が変わったとき		○	○	1枚	○
再 交 付	手帳を紛失したとき		○	1枚	
	手帳を破損・汚損したとき		○	1枚	○
変 更	住所が変わったとき		○		○
	氏名が変わったとき				
死亡、障がいに該当しなくなったとき					○
※写 真：タテ4cm×ヨコ3cmで、無帽で上半身が写った、1年以内に撮影したもの (手帳への写真貼付を希望しない場合は不要。ただし、 <u>写真を貼付しない場合、各種福祉制度の利用ができないことがあります。</u>) ※診 断 書：所定の診断書で、初診日から6か月を経過した日以降のもの ※年金証書等：精神の障がいを理由に年金が支給されている場合、年金証書等の写しなど (年金証書番号が記載されている書類)で手続きできます。					

2. 医療費助成制度

医療福祉費支給制度(マル福制度)

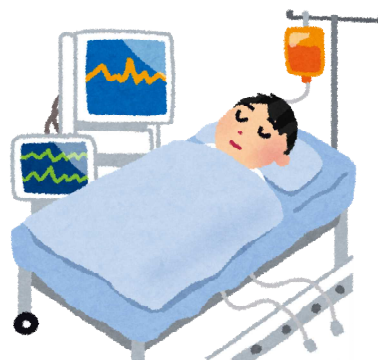
身

知

精

健康保険証を利用して病院や薬局を受診したときに、窓口で支払う自己負担金の費用を助成する制度です。医療費負担を軽減し、安心して医療を受けられるようにするための制度です。

<p>概 要</p>	<p>外来・入院にかかる基本費用の自己負担がなくなります。 ただし、食事代、差額ベッド代等は自己負担となります。 ※県外の病院等受診や治療材料等の場合は、一時立替払いをし、後日領収書等を添付して還付を受けることとなります。</p>
<p>対 象 者</p>	<p>重度心身障がい者で、下記に該当する方 ① 身体障害者手帳 1 級または 2 級をお持ちの方 ② 内部障がい(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、肝臓、免疫機能) 3 級の手帳をお持ちの方 ※内部障がい 4 級の障がいを 2 つ有し、3 級となる方は対象外となります。 ③ 身体障害者手帳 3 級または 4 級かつ知能指数 50 以下の条件を満たす方 ④ 療育手帳マル A または A をお持ちの方 ⑤ 障害年金 1 級を受給している方 ⑥ 特別児童扶養手当 1 級を受給している方 ⑦ 精神障害者保健福祉手帳 1 級をお持ちの方 ⑧ 精神障害者保健福祉手帳 2 級および身体障害者手帳 3 級または 4 級をお持ちの方 ⑨ 精神障害者保健福祉手帳 2 級かつ知能指数 50 以下の条件を満たす方</p>
<p>必要書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 該当する手帳等(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害年金の証書、特別児童扶養手当証書) ・ 健康保険証等、保険資格の確認ができるもの <p>※上記以外の書類が必要な場合がありますので、詳しくは窓口にお問い合わせください。</p>
<p>窓 口</p>	<p>笠間市役所 保険年金課 年金医療グループ 各支所 保険福祉課 保険年金グループ</p>



障がい認定による後期高齢者医療制度

身

知

精

一定の障がい程度にある65歳以上75歳未満の方は、後期高齢者医療制度で医療を受けることができます。医療費負担を軽減し、安心して医療を受けられるようにするための制度です。

概 要	医療費の自己負担割合が1割となります。 (一定以上の所得がある方は2割または3割負担となります。)
対 象 者	65歳以上75歳未満の方で、下記に該当する方 ① 国民年金法における障害年金1級または2級を受給している方 ② 身体障害者手帳1級、2級、3級の手帳をお持ちの方 ③ 次の障がいの4級の方 ・音声言語機能の著しい障がい ・両下肢のすべての指を欠く ・一下肢の下腿2分の1以上を欠く ・一下肢の機能の著しい障がい ④ 療育手帳のマルAまたはAをお持ちの方 ⑤ 精神障害者保健福祉手帳1級または2級をお持ちの方
必要書類	・障害者手帳（身体、療育、精神）または障がいの状態を明らかにする書類（年金証書等） ・健康保険証等、保険資格の確認ができるもの ※上記以外に、申請時には個人番号（マイナンバー）のわかるものが 必要となります。
窓 口	笠間市役所 保険年金課 年金医療グループ 各支所 保険福祉課 保険年金グループ



自立支援医療制度の概要

この制度は、心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ●精神通院医療：精神保健福祉法第5条に規定する統合失調症などの精神疾患を有するもので、通院による精神医療を継続的に要する者 ●更生医療：身体障害者福祉法に基づき身体障害者手帳の交付を受けた者で、その障がい除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者（18歳以上） ●育成医療：身体に障がいを有する児童で、その障がい除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者（18歳未満）
利用者負担	<p>下記の表をご参照ください。</p> <p>自己負担については1割負担となります。</p> <p>（所得水準に応じて負担上限月額が設定されます。）</p>

一定所得以下		中間所得層		一定所得以上	
生活保護世帯	市町村民税 非課税 本人収入≤80万	市町村民税 非課税 本人収入>80万	市町村民税 所得割<3.3万	市町村民税 3.3万≤所得割 <23.5万	市町村民税 23.5万≤所得割
生活保護 負担0円	低所得1 負担上限額 2,500円	低所得2 負担上限額 5,000円	精神通院医療・更生医療		一定所得以上 公費負担の対象外 (医療保険の負担割合・負担限度額)
			負担上限額： 医療保険の自己負担限度額		
			育成医療		
			中間所得層1 負担上限額 5,000円	中間所得層2 負担上限額 10,000円	
			重度かつ継続に該当する場合（精神通院・更生・育成）		
			中間所得層1 負担上限額 5,000円	中間所得層2 負担上限額 10,000円	一定所得以上 負担上限額 20,000円

「重度かつ継続」の範囲

○疾病、症状等から対象となる者

【更生・育成】じん臓・小腸・免疫・心臓（移植後の抗免疫療法に限る）・肝臓（移植後の抗免疫療法に限る）機能障がいの者

【精神通院】①統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障がい、薬物関連障がい（依存症等）の者

②精神医療に一定以上の経験を有する医師が判断した者

○疾病等にかかわらず、高額な費用負担が継続することから対象となる者

【更生・育成・精神通院】医療保険の多数該当の者

自立支援医療(更生医療)

身

この制度は、身体の障がいをお持ちの方で、その障がい除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる方に対して提供される、更生のために必要な自立支援医療費の支給を行うものです。

※申請せずに行った手術等の治療に対する事後の助成はできません。

手術等の治療をする前に、必ず窓口へご相談ください。

対象者	18歳以上の身体障害者手帳をお持ちの方 ※所得が一定所得以上(p.6参照)の方はR9.3月まで対象となります。 【対象となる障がいと標準的な治療の例】 ・白内障 → 水晶体摘出手術 ・鼓膜穿孔 → 穿孔閉鎖術 ・関節拘縮 → 人工関節置換術 ・心臓機能障害 → ペースメーカー埋込み手術 ・じん臓機能障害 → 人工透析療法 ・肝臓機能障害 → 肝臓移植術
判定等	判定は茨城県福祉相談センターにて行います。 受給者証の有効期間は3カ月間～1年間であり、更新が必要です。
必要書類	下記をご参照ください。 ※下記以外に、申請時には <u>個人番号(マイナンバー)のわかるもの</u> および <u>印鑑</u> が必要となります。(本人署名の場合は印鑑不要)
窓口	笠間市役所 社会福祉課 障害グループ 各支所 保険福祉課 福祉グループ

【必要書類】

手続の種類		意見書	申請書	健康保険証	受給者証
初めて申請するとき		○	○	○	
更新するとき		○※1	○	○	○
再交付	受給者証を紛失したとき		○		
	受給者証を破損・汚損したとき		○		○
変更	住所が変わったとき		○		○
	氏名が変わったとき		○		○
	健康保険者証が変わったとき		○	○	○
	病院や治療内容を変更するとき	○	○		○
死亡、障がいに該当しなくなったとき					○

※所定の様式に書かれた意見書が必要になります。

※障害年金や遺族年金等が支給されている場合、前年中(1～6月の申請については前々年中)の受給額がわかるもの(年金が振込まれた銀行通帳の写し、年金額振込通知書など)

※1 治療内容によっては意見書を省略できる場合があります。

自立支援医療(育成医療)

この制度は、18歳未満の障がいをお持ちの方(障がいに係る医療を行わないときは将来障がいが残ると認められる疾患がある児童を含む。)で、その身体の障がいを除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる方に対して提供される、生活の能力を得るために必要な自立支援医療費の支給を行うものです。

※申請せずに行った手術等の治療に対する事後の助成はできません。

手術等の治療をする前に、必ず窓口へご相談ください。

対象者	18歳未満の身体の障がいをお持ちの方 ※身体障害者手帳は不要 ※所得が一定所得以上(p.6参照)の方はR9.3月まで対象となります。 【対象となる障がいと標準的な治療の例】 ・先天性耳奇形 → 形成術 ・口蓋裂等 → 形成術 ・先天性股関節脱臼、脊椎側彎症 ・じん臓機能障がい → じん臓移植術 ・肝臓機能障がい → 肝臓移植術 ・先天性食道閉鎖症
判定等	判定は笠間市にて行います。 受給者証の有効期間は3ヵ月間～1年間であり、更新が必要です。
必要書類	下記をご参照ください。 ※下記以外に、申請時には <u>個人番号(マイナンバー)のわかるもの</u> および <u>印鑑</u> が必要となります。(本人署名の場合印鑑不要)
窓口	笠間市役所 社会福祉課 障害グループ 各支所 保険福祉課 福祉グループ

【必要書類】

手続の種類		意見書	申請書	健康保険証	受給者証
初めて申請するとき		○	○	○	
更新するとき		○	○	○	○
再交付	受給者証を紛失したとき		○		
	受給者証を破損・汚損したとき		○		○
変更	住所が変わったとき		○		○
	氏名が変わったとき		○		○
	健康保険者証が変わったとき		○	○	○
	病院や薬局を変更するとき	○	○		○
死亡、障がいに該当しなくなったとき					○

※所定の様式に書かれた意見書が必要になります。

自立支援医療(精神通院医療)

精

この制度は、精神疾患等により通院医療が必要な方の医療費（精神通院にかかわる医療のみ）の一部が公費により負担されるものです。

対象者	精神疾患等により通院医療を受けている方 ※所得が一定所得以上（p. 6 参照）の方はR9. 3月まで対象となります。
判定等	判定は茨城県精神保健福祉センターにて行います。 受給者証の有効期間は1年間であり、更新が必要です。
必要書類	下記をご参照ください。 ※下記以外に、申請時には <u>個人番号(マイナンバー)のわかるもの</u> および <u>印鑑</u> が必要となります。（本人署名の場合印鑑不要）
窓口	笠間市役所 社会福祉課 障害グループ 各支所 保険福祉課 福祉グループ

【必要書類】

手続の種類		診断書	申請書	健康保険証	受給者証
初めて申請するとき		○	○	○	
更新するとき		○ 2年に1度	○	○	○
再交付	受給者証を紛失したとき		○		
	受給者証を破損・汚損したとき		○		○
変更	住所が変わったとき		○		○
	氏名が変わったとき		○		○
	健康保険証が変わったとき		○	○	○
	病院や薬局を変更するとき	※1	○		○
死亡、障がい該当しなくなったとき					○

※所定の様式に書かれた診断書が必要になります。

※障害年金や遺族年金等が支給されている場合、前年中（1～6月の申請については前々年中）の受給額がわかるもの（年金が振込まれた銀行通帳の写し、年金額振込通知書など）

※1 病院を追加するときや、訪問看護・デイケアを追加する場合、医師の指示書が必要です。（事前の手続きが必要です。）

3. 年金と手当

障害基礎年金

障害基礎年金は、国民年金に加入中、または20歳前、もしくは60歳以上65歳未満に、初診日のある病気やけがで、法に定める障がいの状態になった時に支給されます。ただし、国民年金に加入中の場合は、初診日のある月の前々月までの国民年金に加入しなければならない期間の3分の2以上の期間について、保険料が納付もしくは免除されていること、または初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がないことが必要です。

年金の額	1級	1,020,000円（年額）	※生年月日、世帯状況により支給額が異なる場合があります。
	2級	816,000円（年額）	
支給方法	2・4・6・8・10・12月の6回に分けて日本年金機構から振り込まれます。		
窓口	笠間市役所 保険年金課 年金医療グループ 各支所 保険福祉課 保険年金グループ ※初診日が厚生年金加入中になる方は、申請窓口が年金事務所となります。		

在宅心身障害児福祉手当

身

知

精

笠間市に居住する20歳未満の心身に重度の障がいのある児童と同居・養育している保護者に支給します。

支給額	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳1級・2級 ・療育手帳マルA・A ・精神障害者保健福祉手帳1級 ・特別児童扶養手当1級 	3,000円/月額
	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳3級 ・療育手帳B ・特別児童扶養手当2級 	1,500円/月額
支給方法	年2回（9月・3月）口座振込	
支給制限	下記に該当する方は、支給対象外となりますのでご注意ください。 <ul style="list-style-type: none"> ・障害児福祉手当を受けている場合 ・福祉施設等に入所している場合 ・前年の所得が一定額以上の場合 	
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者手帳 ・特別児童扶養手当証書 ・預金通帳 	
窓口	笠間市役所 社会福祉課 障害グループ 各支所 保険福祉課 福祉グループ	

特別児童扶養手当

身

知

精

精神または身体に障がいのある20歳未満の児童を、家庭で監護、養育している保護者の方に支給します。

対象者	1級	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳1級・2級 ・療育手帳マルA・A ・精神障害者保健福祉手帳1級 ・上記と同程度の障がいのある児童 ※内部障がいは例外あり	55,350円/月額 (令和6年4月分から)
	2級	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳3級・下肢機能4級 ・療育手帳B ・精神障害者保健福祉手帳2級 ・上記と同程度の障がいのある児童 ※内部障がいは例外あり	36,860円/月額 (令和6年4月分から)
支給方法	年3回(4月期・8月期・12月期)口座振込		
支払日	4月期 4月11日(12～3月分) 8月期 8月11日(4～7月分) 12月期 11月11日(8～11月分) ※11日が土曜、日曜、休日にあたるときはその直前の日となります。		
支給制限	下記に該当する方は、支給対象外となりますのでご注意ください。 <ul style="list-style-type: none"> ・児童が児童福祉施設等に入所している場合 ・児童が障がいによる公的年金を受けられるようになった場合 ・養育者が日本に住んでいない場合 ・本人、配偶者、扶養義務者の前年の所得が一定額以上の場合 		
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・認定請求書 ・障害者手帳 ・戸籍謄本※2 ・診断書※1 ・預金通帳 ・個人番号のわかるもの 		
窓口	笠間市役所 社会福祉課 障害グループ 各支所 保険福祉課 福祉グループ		
備考	※1 診断書を省略できる場合がありますので、お問い合わせください。 ※2 請求日から、1か月以内に発行されたものに限り、本籍が笠間市内にある方は、手数料が免除になります。		



特別障害者手当

身

知

精

この手当は、日常生活において常時特別な介護を必要とする著しく重度の障がい者に対し、支給されるものです。この手当を支給することにより、重度障がい者の負担を軽減し、障がい者の福祉の向上を図ります。

対象者	重度の身体・知的・精神の障がいがあり、日常生活に常時特別な介護を必要とする20歳以上の方
支給月額	28,840円/月額（令和6年4月分から）
支給方法	年4回（2月・5月・8月・11月） 口座振込
資格喪失（支給停止）	下記に該当する方は、支給対象外となりますのでご注意ください。 <ul style="list-style-type: none"> ・福祉施設等に入所した場合 ※1 ・障がいの程度が支給要件に該当しなくなった場合 ・病院等に3ヵ月を超えて入院した場合 ・本人、配偶者、扶養義務者の前年の所得が一定額以上の場合
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者手帳 ・本人名義の預金通帳 ・診断書 ※2 ・個人番号のわかるもの
窓口	笠間市役所 社会福祉課 障害グループ 各支所 保険福祉課 福祉グループ
備考	<p>※1 障がい者のグループホーム等、居宅扱いとなる福祉施設もありますので、詳しくはお問い合わせください。</p> <p>※2 診断書を省略できる場合がありますので、お問い合わせください。</p>



障害児福祉手当

身

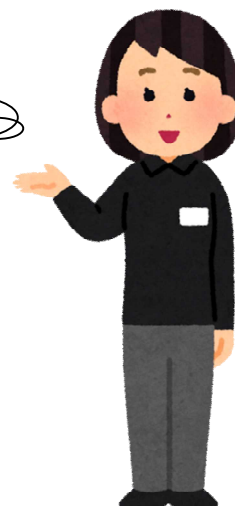
知

精

この手当は、日常生活において常時介護を必要とする重度の障がい児に対し、支給されるものです。この手当を支給することにより、重度障がい児の負担を軽減し、障がい児とその家族の福祉の向上を図ります。

対象者	重度の身体・知的・精神の障がいがあり、日常生活に常時な介護を必要とする20歳未満の方
支給月額	15,690円/月額（令和6年4月分から）
支給方法	年4回（2月・5月・8月・11月） 口座振込
資格喪失（支給停止）	下記に該当する方は、支給対象外となりますのでご注意ください。 ・福祉施設等に入所した場合 ※1 ・障がいの程度が支給要件に該当しなくなった場合 ・本人、配偶者、扶養義務者の前年の所得が一定額以上の場合
必要書類	・障害者手帳 ・本人名義の預金通帳 ・診断書 ※2 ・個人番号のわかるもの
窓口	笠間市役所 社会福祉課 障害グループ 各支所 保険福祉課 福祉グループ
備考	※1 障がい者のグループホーム等、居宅扱いとなる福祉施設もありますので、詳しくはお問い合わせください。 ※2 診断書を省略できる場合がありますので、お問い合わせください。

※各種手当は、申請し、認定されなければ支給されませんのでご注意ください。



心身障害者扶養共済制度

身

知

精

障がい児（者）の保護者が毎月掛金を納入し、万一のことがあった場合に残された障がい児（者）に終身一定額の年金を支給する制度です。障がい児（者）の将来に対し、保護者が抱く不安の軽減を目的とした制度です。

詳しくは下記窓口までお問い合わせください。

<p>概 要</p>	<p>加入時期に応じ、保護者が1口あたり9,300円から23,300円の掛金を継続して納入し、保護者に万一のことがあった場合に、障がい児（者）に1口あたり月額20,000円の年金が給付されます。</p>
<p>対 象 者</p>	<p>下記の条件に該当する障がい児（者）を養育している、65歳未満の保護者の方</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 知的障がい者 ② 身体障害者手帳1級、2級、3級をお持ちの方 ③ 精神または身体に①や②と同程度の永続的な障がいがある方
<p>必要書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 加入等申込書 ・ 申込者および障がい児（者）の住民票 ・ 申込者告知書 ・ 障害証明書 ・ 障害者手帳 <p>※場合により、上記に加えて別途必要となる書類があります。</p>
<p>窓 口</p>	<p>笠間市役所 社会福祉課 障害グループ 各支所 保険福祉課 福祉グループ</p>



難病等にり患し治療している方に、患者本人及び保護者の精神的・経済的負担の軽減を図るため、支援金を支給します。

<p>対象者</p>	<p>以下のすべてに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・笠間市に住所を有している方 ・茨城県発行の下記①～④のいずれかを所持している方 <p>① 指定難病特定医療費受給者証 ② 一般特定疾患医療受給者証 ③ 先天性血液凝固因子障害等医療受給者証 ④ 小児慢性特定疾患医療受給者証</p>																							
<p>必要書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・茨城県発行のいずれかの受給者証（写し） ・本人名義の預金通帳 <p>※（茨城県中央保健所で受給者証の申請をしたことがわかる証明書または、申請してきたことを窓口でご説明いただければ申請はできます。ただし、交付後に市役所へ受給者証（写し）を提出していただく必要があります。）</p>																							
<p>手当額</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>受給者証</th> <th>所得階層区分</th> <th>支給金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①指定難病特定医療費受給者証</td> <td>生活保護（A）</td> <td>月額 3,000円</td> </tr> <tr> <td>②一般特定疾患医療受給者証</td> <td>低所得Ⅰ（B1）</td> <td>月額 3,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">③先天性血液凝固因子障害等医療受給者証（指定難病特定医療費受給者証の所得区分算定方法を参照します）</td> <td>低所得Ⅱ（B2）</td> <td>月額 3,000円</td> </tr> <tr> <td>一般所得Ⅰ（C1）</td> <td>月額 3,000円</td> </tr> <tr> <td>一般所得Ⅱ（C2）</td> <td>月額 3,000円</td> </tr> <tr> <td>上位所得（D）</td> <td>月額 2,000円</td> </tr> <tr> <td>小児慢性特定疾患医療受給者証 ※①～③のうち18歳未満の方を含む</td> <td>一律</td> <td>月額 4,000円</td> </tr> </tbody> </table>	受給者証	所得階層区分	支給金額	①指定難病特定医療費受給者証	生活保護（A）	月額 3,000円	②一般特定疾患医療受給者証	低所得Ⅰ（B1）	月額 3,000円	③先天性血液凝固因子障害等医療受給者証（指定難病特定医療費受給者証の所得区分算定方法を参照します）	低所得Ⅱ（B2）	月額 3,000円	一般所得Ⅰ（C1）	月額 3,000円	一般所得Ⅱ（C2）	月額 3,000円	上位所得（D）	月額 2,000円	小児慢性特定疾患医療受給者証 ※①～③のうち18歳未満の方を含む	一律	月額 4,000円		
受給者証	所得階層区分	支給金額																						
①指定難病特定医療費受給者証	生活保護（A）	月額 3,000円																						
②一般特定疾患医療受給者証	低所得Ⅰ（B1）	月額 3,000円																						
③先天性血液凝固因子障害等医療受給者証（指定難病特定医療費受給者証の所得区分算定方法を参照します）	低所得Ⅱ（B2）	月額 3,000円																						
	一般所得Ⅰ（C1）	月額 3,000円																						
	一般所得Ⅱ（C2）	月額 3,000円																						
	上位所得（D）	月額 2,000円																						
小児慢性特定疾患医療受給者証 ※①～③のうち18歳未満の方を含む	一律	月額 4,000円																						
<p>支給方法</p>	<p>年2回（9月・3月）口座振込</p>																							
<p>現況届</p>	<p>年1回茨城県中央保健所で更新した受給者証の提出をお願いします。 ※提出がない場合は支払いができなくなります。</p>																							
<p>窓口</p>	<p>笠間市役所 社会福祉課 障害グループ 各支所 保険福祉課 福祉グループ</p>																							



茨城県中央保健所で受給者証の手続きをしたら、市役所で支援金の申請



4. 福祉用具

補装具

身

難

身体障がい者（児）等の体の不自由なところを補うため、日常的に使用する装具の交付・修理費用の一部を助成します。

※申請せずに行った購入や修理に対する事後の助成はできません。

購入・修理をする前に、必ず窓口へご相談ください。

対象者	<p>身体障害者手帳または指定難病特定医療費受給者証を交付され、補装具が必要と認められる方</p> <p>※ただし、障がい者本人または配偶者（対象者が18歳未満の場合は世帯全員）のうち、市町村民税所得割の最多納税者の税額が46万円以上の場合は、支給対象となりません。</p>
費用	<p>原則として、自己負担1割。</p> <p>所得に応じ、低所得者に対する軽減措置や一般の方に対する月額上限額の設定があります。</p> <p>生活保護世帯・・・自己負担なし</p> <p>市民税非課税世帯・・・自己負担なし</p> <p>市民税課税世帯・・・上限額37,200円</p> <p>※ 基準額を超える補装具を購入される場合には、<u>別途差額負担</u>が発生します。</p>
支給制限	<p>治療やリハビリ目的の装具を購入する場合</p> <p>介護保険や労働災害保険などが優先される場合</p>
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・補装具費支給申請書 ・身体障害者手帳または指定難病特定医療費受給者証 ・医師意見書 <p>（省略できる場合もあります。詳しくは窓口で確認ください）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号（マイナンバー）のわかるもの
窓口	<p>笠間市役所 社会福祉課 障害グループ</p> <p>各支所 保険福祉課 福祉グループ</p>

補聴器



車椅子



(前ページに続く)

【対象となる補装具一覧】

障がい別	助成対象となる補装具
肢 体 不 自 由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 義肢（義手、義足） ・ 装具（上肢装具、下肢装具、体幹装具、靴型装具など） ・ 車椅子、電動車椅子 ・ 座位保持装置 ・ 歩行補助つえ ・ 歩行器
視 覚 障 が い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 眼鏡（矯正用、弱視用、コンタクトレンズ、遮光用） ・ 安全つえ（白杖） ・ 義眼
聴 覚 障 が い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補聴器 ・ 人工内耳（人工内耳用音声信号処理装置の修理に限る）
重度の肢体不自由 音声・言語障がい	<ul style="list-style-type: none"> ・ 意思伝達装置
難 病 患 者 等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 車椅子、電動車椅子 ・ 意思伝達装置 等

障害児に係わる 補装具	<ul style="list-style-type: none"> ・ 座位保持椅子・起立保持具・頭部保持具・排便補助具
----------------	--

茨城県人工肛門ストマ用装具支給事業

人工肛門造設者等に対し、ストマ用装具が支給されます。

※世帯階層区分に応じ、自己負担額が変動します。場合によっては支給対象外となる
ことがあります。

対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人工肛門造設者またはこれに準じる身体状況により装具の使用を必要とする方で、かつ、ぼうこうまたは直腸機能障がいによる身体障害者手帳の交付を受けられない方 ・ 県内に住所のある方 	
支給限 度 額	畜便袋	8, 858円／月額
	畜尿袋	11, 639円／月額
窓 口	笠間市役所 社会福祉課 障害グループ 各支所 保険福祉課 福祉グループ	
備 考	新規申請時、最大4ヵ月分申請が可能です。 <u>継続申請では、主治医の意見書が必要となる場合があります。</u>	

日常生活用具

身

知

精

難

日常生活がより円滑に過ごせるように、障がいに応じた日常生活用具が給付されます。ただし、ご相談前に購入されたものは対象外です。また、購入先の業者は笠間市と契約を結ぶ必要があります。詳細は窓口までご相談ください。

対象者	用具により対象者が異なりますので、次頁の表をご覧ください。
必要書類	・ 障害者手帳 ・ 指定難病特定医療費受給者証（医師意見書が必要な場合があります。）
費用	費用の1割を自己負担 ※生活保護受給者は自己負担なし ※基準額を超える場合、別途差額負担が発生します
窓口	笠間市役所 社会福祉課 障害グループ 各支所 保険福祉課 福祉グループ

【対象となる日常生活用具一覧】

種目	品目	基準額 (円)	耐用年数 (目安)	利用できる方
介護・訓練支援用具	特殊寝台	154,000	8年	・ 下肢または体幹機能障がい2級以上で学齢児以上の方 ・ 寝たきりの状態にある難病患者等
	特殊マット	19,600	5年	・ 療育手帳の程度がマルAまたはAの方 ・ 下肢または体幹機能障がい1級の方（いずれも常時介護を要する方） ・ 寝たきりの状態にある難病患者等 ※エアーマットとの併用はできない
	エアーマット	100,000	10年	・ 下肢または体幹機能障がい1級の方 ・ 寝たきりの状態にある難病患者等（いずれも常時介護を要する方） ※特殊マットとの併用はできない
	特殊尿器	67,000	5年	・ 下肢または体幹機能障がい1級で学齢児以上の方（常時介護を要する方） ・ 自力で排尿できない難病患者等
	入浴担架	82,400	5年	・ 下肢または体幹機能障がい2級以上で3歳以上の方（入浴に当たって、家族等他人の介護を要する方）
	体位変換器	15,000	5年	・ 下肢または体幹機能障がいの方（下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する方） ・ 寝たきりの状態にある難病患者等
	移動用リフト	159,000	4年	・ 下肢または体幹機能障がい2級以上で3歳以上の方 ・ 下肢または体幹機能に障がいのある難病患者等

種目	品目	基準額 (円)	耐用年数 (目安)	利用できる方
介護・訓練支援用具	訓練いす	33, 100	5年	・下肢または体幹機能障がい2級以上の児童で3歳以上の方
	訓練用ベッド	159, 200	8年	・下肢または体幹機能障がい2級以上の児童で学齢期以上の方 ・下肢または体幹機能に障がいのある難病患者 等
	入浴補助用具	90, 000	8年	・下肢または体幹機能障がいをお持ちの方 ・入浴に介助を必要とする難病患者 等
自立生活支援用具	便器	4, 450	8年	・下肢または体幹機能障がい2級以上で学齢児以上の方 ・常時介護を要する難病患者 等 ※基準額内訳については、お尋ね下さい
		9, 850		
	頭部保護帽	12, 160	3年	・身体障がい者で、歩行や立位が不安定で頻繁に転倒する恐れがある方 ・知的障がい者および精神障がい者で、てんかんの発作などにより頻繁に転倒する方 ※基準額内訳については、お尋ね下さい
		15, 200		
		29, 400		
		36, 750		
	歩行補助杖	4, 600	3年	・平衡機能障がいをお持ちの方 ・下肢もしくは体幹機能障がいをお持ちの方
	移動・移乗支援用具	60, 000	8年	・平衡機能障がい、下肢または体幹機能に障がいがあり、家庭内の移動等において介助を必要とする方で3歳以上 ・下肢が不自由な難病患者 等
	車椅子用レインコート	10, 000	5年	・下肢もしくは体幹機能障がいの方または同等の状態にある難病患者等で、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく補装具費の支給を受けている車椅子を使用する方
	イヤーマフ・デジタル耳栓	6, 800	3年	・知的障がい者または精神障がい者で、医師により聴覚過敏があると認められる方
特殊便器	151, 200	8年	・療育手帳の程度がマルAまたはAの方で、訓練を行っても自らの排便後の処理が困難な方 ・上肢機能障がい2級以上で学齢児以上の方 ・上肢機能に障がいのある難病患者 等	
火災警報器	15, 500	8年	・火災発生の感知および避難が著しく困難な方（障がい種別は問わない。）	
自動消火器	28, 700	8年	・火災発生の感知および避難が著しく困難な方であって、障がい者等のみの世帯およびこれに準ずる世帯（障がい種別は問わない。）	

種目	品目	基準額 (円)	耐用年数 (目安)	利用できる方
自立生活支援用具	電磁調理器	41,000	6年	・視覚障がい2級以上（盲人のみの世帯およびこれに準ずる世帯） ・療育手帳の程度がマルAまたはAで18歳以上の方
	聴覚障害者用情報受信装置	88,900	6年	・聴覚障がい者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる方
	歩行時間延長信号機用小型送信機	7,000	10年	・視覚障がい2級以上で学齢児以上の方
在宅療養等支援用具	透析液加温器	51,500	5年	・じん臓機能障がい3級以上で自己連続携帯式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う3歳児以上の方
	ネブライザー	36,000	5年	・呼吸器機能障がい3級以上または音声・言語機能障害3級（喉頭摘出者に限る）もしくは同程度の身体障がい者が必要と認められる方 ・呼吸器機能に障がいのある難病患者等
	電気式たん吸引器	56,400	5年	・呼吸器機能障がい3級以上または音声・言語機能障害3級（喉頭摘出者に限る）もしくは同程度の身体障がい者が必要と認められる方 ・呼吸器機能に障がいのある難病患者等
	吸引・吸入両用器	72,500	5年	・呼吸器機能障がい3級以上または音声・言語機能障害3級（喉頭摘出者に限る）もしくは同程度の身体障がい者が必要と認められる方 ・呼吸器機能に障がいのある難病患者等
	発動発電機	100,000	10年	・呼吸器機能障がい3級以上または音声・言語機能障害3級（喉頭摘出者に限る）もしくは同程度の身体障がい者で、人工呼吸器、ネブライザーまたは電気式たん吸引器、吸引・吸入両用器を使用している方
	体温計（振動式）	5,500	5年	・聴覚障がい2級（聴覚障害者のみの世帯およびこれに準ずる世帯）
	盲人用体温計（音声式）	9,000	5年	・視覚障がい2級以上（盲人のみの世帯およびこれに準ずる世帯）
	盲人用体重計	18,000	5年	・視覚障がい2級以上（盲人のみの世帯およびこれに準ずる世帯）
	盲人用血圧計（音声式）	13,200	5年	・視覚障がい2級以上（盲人のみの世帯およびこれに準ずる世帯）
	酸素ボンベ運搬車	17,000	10年	・医療保険における在宅酸素療法を行う方
パルスオキシメーター	46,000	5年	・人工呼吸器の装着が必要な難病患者等	

種目	品目	基準額 (円)		耐用年数 (目安)	利用できる方
在宅療養等支援用具	人工内耳用電池	使い切り電池	2,500	—	・聴覚障がい者で、人工内耳を装用している方 ※使い切り電池は充電電池・充電器との併用はできない
		充電電池	17,600	3年	
		充電器	18,700	3年	
	補聴器用電池	使い切り電池	2,500	—	・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく補装具費の支給補装具」または「軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業に基づく助成の交付」を受けている方 ※使い切り電池は充電電池・充電器との併用はできない
		充電電池	17,600	3年	
		充電器	18,700	3年	
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	98,800	5年	・音声機能もしくは言語機能障がいの方、または肢体不自由で発声・発語に著しい障がいを有する学齢児以上の方	
	情報・通信支援用具	100,000	5年	・上肢機能障がい2級以上または視覚障がい2級以上で、学齢期以上の方	
	点字ディスプレイ	383,500	6年	・視覚障がい2級以上かつ聴覚障がい2級の身体障がい者が必要と認められる方	
	点字器	10,400	7年	・視覚障がい者が必要とする方	
	点字タイプライター	63,100	5年	・視覚障がい2級以上（本人が就労もしくは就学しているかまたは就労が見込まれる方に限る。）	
	視覚障害者等用ポータブルレコーダー	85,000	6年	・上肢機能障がい2級以上もしくは視覚障がい者または難病患者等で学齢児以上の方 ・読字に困難がある発達障がい者で医師により有用性が認められる方 ※基準額内訳については、お尋ね下さい	
		35,000			
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	99,800	6年	・視覚障がい2級以上で学齢児以上の方	
	眼鏡装着型文書読上げ装置	198,000	8年	・視覚障がい2級以上で学齢児以上の方	
	視覚障害者用読書器	198,000	8年	・視覚障がいをお持ちであり、本装置により文字等を読むことが可能になる学齢児以上の方	
	視覚障害者用ICタグレコーダー	59,800	6年	・視覚障がい2級以上で学齢児以上の方	
	視覚障害者用地上デジタル放送対応ラジオ	29,000	6年	・視覚障がい2級以上で学齢児以上の方	
	盲人用時計	10,300 (触読)	10年	・視覚障がい2級以上で学齢児以上の方 ※音声時計については、原則として、手指の触覚に障がいがある等の理由のため、触読式時計の使用が困難な方	
		13,300 (音声)			
聴覚障害者用通信装置	71,000	5年	・聴覚障がい者または音声・発語に著しい障がいを有する方でコミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる学齢児以上の方		

種目	品目	基準額 (円)	耐用年数 (目安)	利用できる方	
情報・意思疎通支援用具	聴覚障害者用屋内信号装置	87,400	10年	・聴覚障がい2級（聴覚障がい者のみの世帯およびこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯）	
	人工咽頭	70,100	5年	・音声・言語機能障がい者が必要とする方	
	点字図書	—	—	・主に、情報の入手を点字による視覚障がい者	
排せつ管理支援用具	ストマ用具	消化器系	8,858	—	人工肛門を造設している方
		尿路系	11,639	—	人工ぼうこうを造設している方
	紙おむつ	12,360	—	・ストマの変形もしくはストマ周辺の著しいびらんのためにストマ用具を装着できない方 ・二分脊椎による排便機能障がいもしくは排尿機能障がいのある方 ・脳性麻痺等脳原性運動機能障がいにより、排尿もしくは排便の意志表示が困難なもので、医師が必要と認める方	
	収尿器	7,700	1年	・ぼうこう機能障がいをお持ちの方	
居宅生活動作補助用具		200,000	1回限り	・下肢、体幹機能障がいもしくは乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい（移動機能障がいに限る。）を有する方で障がい等級3級以上の方（特殊便器への取り替えをする場合は上肢障がい2級以上の方に限る。） ・下肢・体幹機能に障がいがある難病患者等	
		400,000	1回限り	・下肢、体幹機能障がいもしくは乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい（移動機能障がいに限る。）を有する方で障がい等級2級以上の方 ・療育手帳の程度がマルAの方	

(注)

- 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がいの場合は、表中の上肢・下肢または体幹機能障がいに準じ、取り扱うものとする。
- 2 聴覚障がい者用屋内信号装置には、サウンドマスター、聴覚障がい者用目覚まし時計、聴覚障がい者用屋内信号灯を含む。
- 3 蓄便袋、蓄尿袋、紙おむつの排せつ管理支援用具の基準額は、一月分の額とする。
- 4 人工内耳用電池の使い切り電池、補聴器用電池の使い切り電池の基準額は、一月分の額とする。

5. 日常生活の支援

自動車運転免許取得費助成事業

身

身体障がいをお持ちの方が、就労、求職、通院等のため、運転免許を取得するのに必要な経費の一部を助成します。

※教習所に通い始める前に必ず相談してください。

対象者	① 身体障害者手帳 1 級から 4 級をお持ちの方 ② 身体障害者運転適格審査を受け(ただし、音声・言語、心臓、呼吸器、じん臓、ぼうこう・直腸および小腸機能障がいの者を除く。)、指定自動車教習所の自動車教習課程を卒業した、自動車運転免許取得者
内容	費用の 3 分の 2 に相当する額を助成 (限度額 10 万円)
申請期限	自動車運転免許を取得した日の属する年度の翌年度の末日までに申請書を提出すること。
必要書類	・ 身体障害者手帳 ・ 身体障害者運転適格審査結果表 ・ 運転免許証 ・ 技能検定試験合格証明書
窓口	笠間市役所 社会福祉課 障害グループ 各支所 保険福祉課 福祉グループ

自動車改造費用助成事業

身

重度身体障がいをお持ちの方が、就労、求職または通院等の交通手段確保のため、自動車の改造を必要とする場合に、その費用の一部を助成します。

ただし、本人が運転する場合のみ対象となります。

※ご利用の際は、事前に必ずご相談ください。

対象者	① 笠間市に住所を有する方 ② 上肢、下肢または体幹機能障がい 1 級または 2 級の身体障害者手帳をお持ちの方 ③ 過去 5 年間のうちに、当該助成を受けていない方
内容	就労、求職、通院等のために使用する自動車のハンドル、ブレーキ、アクセルなどの改造費用
費用	限度額 10 万円
必要書類	・ 身体障害者手帳 ・ 改造見積書 ・ 車検証 (新車の場合は契約書の写しなど) ・ 運転免許証 ※改造後は、領収書と改造前後の写真が必要になります。
窓口	笠間市役所 社会福祉課 障害グループ 各支所 保険福祉課 福祉グループ
注意事項	※申請をする月の属する年の前年 (申請をする日の属する月が 1 月から 6 月までの場合にあっては、前々年) の所得が当該月の特別障害者手当の所得制限の限度額を超えない者

身体障がい者補助犬の給付

身

重度の障がい者の就労等、社会参加と自立更生を促進するため、一定の条件のもとに身体障がい者補助犬を給付します。

対象者	県内に居住する満18歳以上の在宅の身体障がい者で、その障がいの程度が次のものであること <ul style="list-style-type: none"> ・視覚障がい1級、2級 ・肢体不自由1級、2級またはこれに準ずる者 ・聴覚障がい2級またはこれに準ずる者
費用	歩行訓練等期間中の食費及び交通費等 補助犬の飼育・管理等に伴う経費
窓口	笠間市役所 社会福祉課 障害グループ 各支所 保険福祉課 福祉グループ
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・提出された書類をもとに県で選考を行い、給付予定者を決定します。 ・必要と思われる場合は<u>事前にご相談ください。</u>

手話通訳者・要約筆記者の派遣事業

身

聴覚障がい者等が日常生活および社会生活を送るうえで、コミュニケーションに不便をきたすとき、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。

※事前に申請が必要となります。

対象者	聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある笠間市に住所を有する者
利用範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・病院、学校、官公庁に行くとき ・社会参加を促進する学習活動、冠婚葬祭等の地域の行事に参加するとき
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳
窓口	笠間市役所 社会福祉課 障害グループ 各支所 保険福祉課 福祉グループ 茨城県立聴覚障害者福祉センター やすらぎ ☎ :029-248-0029 FAX:029-247-1369
備考	<p>※以下のご利用できません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営利を目的としているとき ・政治活動および宗教団体活動

障害福祉サービス

身

知

精

難

障がいの種類やその程度、また本人のサービス利用に関する意向や居住の状況、介護者の有無などを踏まえ、サービス利用計画案に基づき、利用者ごとに必要なサービスの量や種類が決定されます。

概要	障害福祉サービスには、大きく分けて介護の支援を受ける「介護給付」、訓練等の支援を受ける「訓練等給付」の2種類があります。 また、障がい児に向けたサービスもあります。																																		
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・身体、知的、精神の障がい認定を受けている方 ・指定難病の治療を受けている方 																																		
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者手帳 ※障害者手帳をお持ちでない場合は以下のいずれか ・指定難病特定医療費受給者証 等 ・自立支援医療受給者証（精神通院）等 ・かかりつけの医師による意見書（児童）※様式は任意です。 																																		
窓口	笠間市役所 社会福祉課 障害グループ 各支所 保険福祉課 福祉グループ																																		
利用者負担	障害福祉サービスの定率負担は、所得に応じて次の区分の負担上限月額が設定されます。ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。 【18歳以上の障がい者（施設に入所する18・19歳を除く）】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>世帯（障害のある方とその配偶者）の収入状況</th> <th>負担上限月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活保護</td> <td>生活保護受給世帯</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>低所得</td> <td>市町村民税非課税世帯</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>一般1</td> <td>市町村民税課税世帯（所得割16万円未満） ※入所施設利用者（20歳以上）、GH利用者を除く</td> <td>9,300円</td> </tr> <tr> <td>一般2</td> <td>上記以外</td> <td>37,200円</td> </tr> </tbody> </table> ※入所施設利用者（20歳以上）、GH利用者は、市町村民税課税世帯の場合、「一般2」となります。 【18歳未満の障がい児（施設に入所する18・19歳を含む）】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>世帯（保護者の属する住民票上の世帯）の収入状況</th> <th>負担上限月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活保護</td> <td>生活保護受給世帯</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>低所得</td> <td>市町村民税非課税世帯</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一般1</td> <td rowspan="2">市町村民税課税世帯 （所得割28万円未満）</td> <td>通所施設、 ホームヘルプ利用の場合</td> <td>4,600円</td> </tr> <tr> <td>入所施設利用の場合</td> <td>9,300円</td> </tr> <tr> <td>一般2</td> <td>上記以外</td> <td>37,200円</td> </tr> </tbody> </table>		区分	世帯（障害のある方とその配偶者）の収入状況	負担上限月額	生活保護	生活保護受給世帯	0円	低所得	市町村民税非課税世帯	0円	一般1	市町村民税課税世帯（所得割16万円未満） ※入所施設利用者（20歳以上）、GH利用者を除く	9,300円	一般2	上記以外	37,200円	区分	世帯（保護者の属する住民票上の世帯）の収入状況	負担上限月額	生活保護	生活保護受給世帯	0円	低所得	市町村民税非課税世帯	0円	一般1	市町村民税課税世帯 （所得割28万円未満）	通所施設、 ホームヘルプ利用の場合	4,600円	入所施設利用の場合	9,300円	一般2	上記以外	37,200円
区分	世帯（障害のある方とその配偶者）の収入状況	負担上限月額																																	
生活保護	生活保護受給世帯	0円																																	
低所得	市町村民税非課税世帯	0円																																	
一般1	市町村民税課税世帯（所得割16万円未満） ※入所施設利用者（20歳以上）、GH利用者を除く	9,300円																																	
一般2	上記以外	37,200円																																	
区分	世帯（保護者の属する住民票上の世帯）の収入状況	負担上限月額																																	
生活保護	生活保護受給世帯	0円																																	
低所得	市町村民税非課税世帯	0円																																	
一般1	市町村民税課税世帯 （所得割28万円未満）	通所施設、 ホームヘルプ利用の場合	4,600円																																
		入所施設利用の場合	9,300円																																
一般2	上記以外	37,200円																																	

【訪問系のサービス】

サービスの名称	内容	備考	
居宅介護 (ホームヘルプ)	身体介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等や、病院への通院等の移動介助を行います。	区分1以上 (要件あり)
	家事援助		
	通院等介助		
	介護伴う		
	介護伴わない		
通院等乗降介助			
重度訪問介護	重度障がいにより、常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。	区分4以上 (要件あり)	
行動援護	知的障がい者、精神障がい者に対し、外出時の移動支援を行います。	区分3以上 (要件あり)	
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供や、外出支援を行います。	要件あり	
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。	区分6 ※要件あり	
自立生活援助	自立した日常生活を営むための環境整備に必要な援助を行います。	要件あり	

【居宅系のサービス】

サービスの名称	内容	備考
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	区分4以上 (50歳以上は区分3)
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	区分1以上
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を行う住居で、日常生活上の援助を行います。また、必要性が認定されている方には介護サービスも提供します。	グループホームによっては区分が必要な場合があります。
宿泊型自立訓練	食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援を、昼夜間通じて行います。	標準利用期間 2年間

【日中活動系のサービス】

サービスの名称		内容	備考
生活介護（デイサービス）		常に介護を必要とする人に、昼間に入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。	区分3以上 （50歳以上は区分2）
療養介護		医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の看護、介護および日常生活の支援を行います。	区分5以上 （要件あり）
自立訓練	機能訓練	地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援を行います。	標準利用期間 1年半（18ヶ月）
	生活訓練	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援を行います。	標準利用期間 2年間（24ヶ月）
就労移行支援		一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。	標準利用期間 2年間（24ヶ月）
就労継続支援	A型	雇用契約に基づく就労が可能な方に対して、就労に必要な訓練等を行います。	要件あり
	B型	雇用契約に基づく就労が困難である方に対して、就労に必要な訓練等を行います。	
就労定着支援		障害福祉サービスを利用して、通常の事業所に新たに雇用された障がい者の就労の継続を図るため、関係機関と連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる相談、指導および助言等の必要な支援を行います。	要件あり



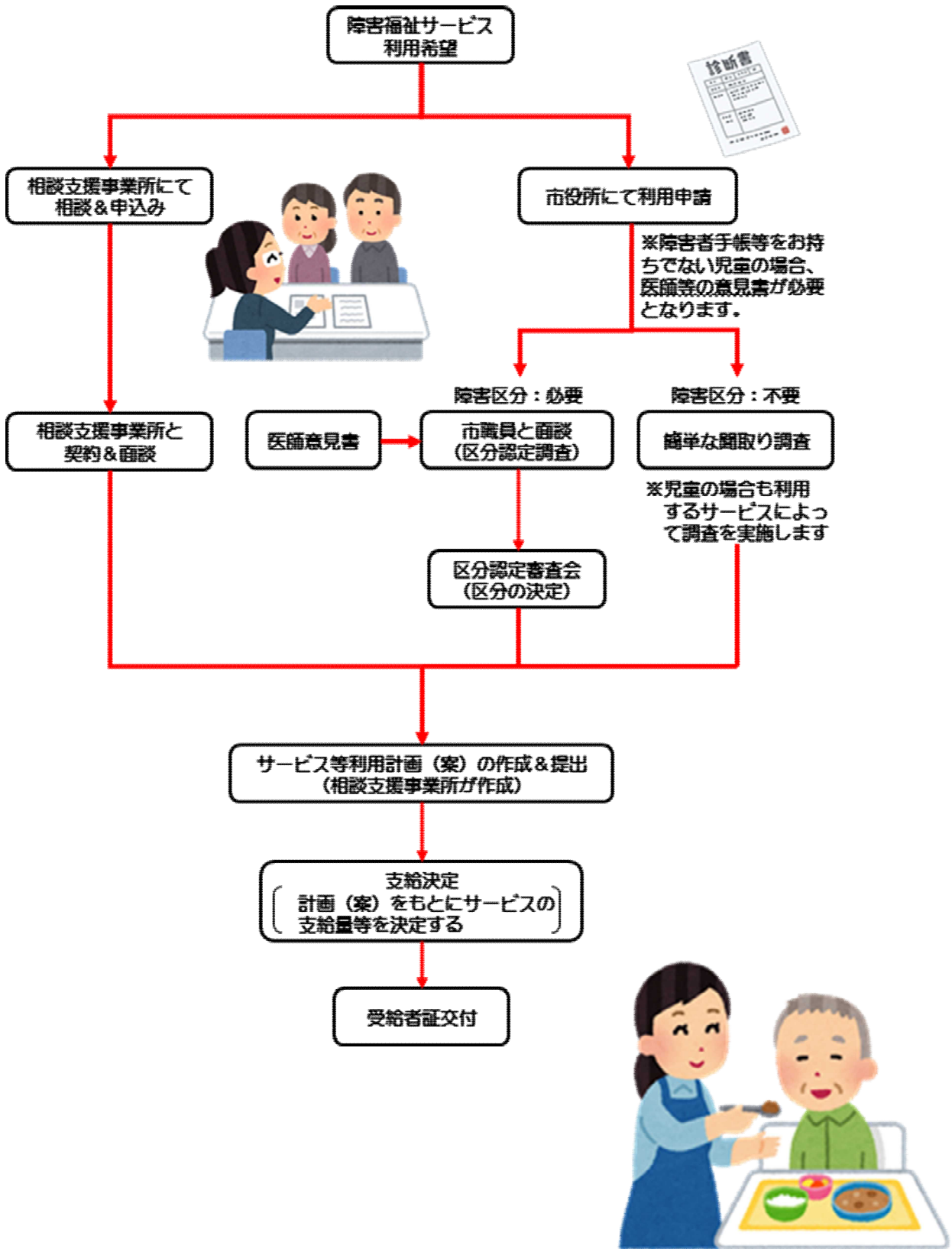
【児童のサービス】

サービスの名称	内容	備考
児童発達支援	日常生活における知識機能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。	就学前の児童
医療型児童発達支援	児童発達支援に加え、医療的支援を行います。	要件あり
放課後等デイサービス	授業の終了後または学校の休業日に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。	就学後から18歳までの児童
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。	要件あり

【笠間市内にある指定特定相談支援事業所】 ※令和6年4月現在

事業所名	指定内容					住 所
	特 定				障害児	
	身体	知的	精神	難病		
指定特定相談支援事業所 愛の里	○	○	○	○	○	大橋12番地 ☎0296-72-8131
指定特定相談支援事業所 佐白の館	○	○	○	○	○	大淵524番地1 ☎0296-72-9346
ひばり サポートセンター	○	○	○	○	○	東平二丁目14番35号 ☎0296-73-5581
相談センター かつらぎ	○	○	○	○	○	笠間2764番地3 ☎0296-73-4154
森田屋		○	○			石井444番地 ☎0296-72-0704
精神障害地域ケア研究所 「光(KOO)」			○			赤坂17番地6 ☎0296-71-4416
木犀会くらしサポートセンター	○	○	○	○	○	鯉淵6271番地25 ☎0296-73-6180
社会福祉法人 自立奉仕会 あいふあーむ茨城	○	○	○	○		旭町153番地4 ☎0296-77-8505
相談支援事業所 あゆみプロジェクト			○			下郷4543-75 ☎0299-29-9007

障害福祉サービス利用までの流れ



移動支援事業

身

知

精

難

屋外での移動に困難がある障がい者、一人で外出ができない障がい者等を対象に移動に関わる支援を行います。

対象者	<p>笠間市に住所を有し、以下の項目に1個以上該当する方で屋外での移動に困難がある方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 ・自立支援医療（精神通院）の受給者証をお持ちの方 ・障害者総合支援法の対象疾病（難病等）に該当する方 ・医師による意見書をお持ちの方（精神疾患の方、児童に限る）
費用	<p>費用の1割を自己負担 ※生活保護受給者は自己負担なし 利用料のほか、サービスを提供するために必要となった有料道路及び有料駐車場、公共交通機関などの料金は自費負担となります。</p>
窓口	<p>笠間市役所 社会福祉課 障害グループ 各支所 保険福祉課 福祉グループ</p>
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・通勤、営業活動等の経済活動に係る外出や、通学や通所など通年かつ長期にわたる外出、社会通念上適当でない外出等は対象となりません。 ・利用に関しては、通院等介助や同行援護、重度訪問介護など障害福祉サービスが優先になります。 ・利用にあたっては、事前に申請書を提出し利用の承認を受けた方のみご利用可能です。 ・移送サービスは行っておりません。

【利用料金表】

種別	利用時間	金額	備考
身体介護を伴う	30分未満	一人につき2,300円	消費税および地方消費税を含む。
	30分以上～1時間未満	一人につき4,000円	
	1時間以上～1時間30分未満	一人につき5,800円	
	1時間30分以上	一人につき5,800円 30分ごとに820円加算	
身体介護を伴わない	30分未満	一人につき800円	
	30分以上～1時間未満	一人につき1,500円	
	1時間以上～1時間30分未満	一人につき2,250円	
	1時間30分以上	一人につき2,250円に 30分ごとに750円加算	

※6時から8時、18時から22時までの利用は、利用料が1.25倍になります。

日中一時支援事業

身

知

精

難

障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息や就労のため、見守り等の支援を行い、障がい者等の日中における活動の場を確保します。

対象者	笠間市に住所を有し、以下の項目に1個以上該当する方で日常生活または社会生活に制限を受ける方 ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 ・自立支援医療（精神通院）の受給者証をお持ちの方 ・障害者総合支援法の対象疾病（難病等）に該当する方 ・医師による意見書をお持ちの方（精神疾患の方、児童に限る）
費用	費用の1割を自己負担 ※生活保護受給者は自己負担なし 利用料のほかにかかった食費などは自費負担となります。
窓口	笠間市役所 社会福祉課 障害グループ 各支所 保険福祉課 福祉グループ
注意事項	利用にあたっては、事前に申請書を提出し利用の承認を受けてからとなりますのでご注意ください。

【利用料金表】

種別	利用時間	金額	備考
障がい者	4時間未満	一人につき1,500円/回	消費税および地方消費税を含む。
	4時間以上～8時間未満	一人につき3,000円/回	
	8時間以上	一人につき4,500円/回	
障がい児	4時間未満	一人につき1,400円/回	
	4時間以上～8時間未満	一人につき2,800円/回	
	8時間以上	一人につき4,200円/回	
遷延性意識障がい者（児）	4時間未満	一人につき3,500円/回	
	4時間以上～8時間未満	一人につき7,000円/回	
	8時間以上	一人につき10,500円/回	
重症心身障がい者（児）	4時間未満	一人につき6,000円/回	
	4時間以上～8時間未満	一人につき12,000円/回	
	8時間以上	一人につき18,000円/回	

在宅重度身体障害者訪問入浴サービス事業

身

難

重度の身体障がい等を有する方（介護保険の対象者を除く。）で、自宅の浴室で入浴が困難な方等に対して訪問入浴サービス事業を実施し、在宅の重度身体障がい者等の健康維持および増進を図ります。

対象者	<p>笠間市に住所を有する在宅の重度身体障がい者（身体障害者手帳1級または2級に該当するもの）および難病患者である者で、入浴が困難な方が対象となります。</p> <p>しかし、以下の項目に1個以上該当する方は対象となりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護保険による訪問入浴介護を受けることができる居宅要介護者等 ・ 感染性疾患を有し、他人に感染するおそれがある者 ・ 入浴することが適当でないと医師が認めた者
費用	<p>入浴：1回あたり12,800円 清拭または部分浴：1回あたり11,500円 上記費用の1割を、利用回数分自己負担 ※生活保護受給者は自己負担なし</p>
窓口	<p>笠間市役所 社会福祉課 障害グループ 各支所 保険福祉課 福祉グループ</p>
備考	<p>利用にあたっては、事前に所定の申請書と診断書を提出し利用の承認を受けてからとなりますのでご注意ください。</p>



移動支援事業



在宅重度身体障害者訪問入浴サービス事業

6. 税の控除及び減免

所得税・市県民税の障害者控除

身

知

精

納税者ご本人が障がいをお持ちの場合や、控除対象配偶者または扶養親族に障がいをお持ちの方がいる場合、所得金額から障害者控除を差し引くことができます。

内 容	【納税者ご本人が障がいをお持ちの場合】				
	名称	対象者		控除額	
				所得税	市県民税
	障害者控除	身体障害者手帳	3級～6級	1人あたり 27万円	1人あたり 26万円
		療育手帳	B・C		
		精神障害者保健福祉手帳	2級・3級		
	特別障害者控除	身体障害者手帳	1級・2級	1人あたり 40万円	1人あたり 30万円
		療育手帳	マルA・A		
		精神障害者保健福祉手帳	1級		
	市県民税の非課税	障害者手帳をお持ちで、前年中の合計所得金額が135万円以下の方		非課税	
【控除対象配偶者または扶養親族に障がいをお持ちの方がいる場合】					
名称	対象者		控除額		
			所得税	市県民税	
障害者控除	身体障害者手帳	3級～6級	1人あたり 27万円	1人あたり 26万円	
	療育手帳	B・C			
	精神障害者保健福祉手帳	2級・3級			
特別障害者控除	身体障害者手帳	1級・2級	1人あたり 40万円	1人あたり 30万円	
	療育手帳	マルA・A			
	精神障害者保健福祉手帳	1級			
同居特別障害者控除	身体障害者手帳	1級・2級	1人あたり 75万円	1人あたり 53万円	
	療育手帳	マルA・A			
	精神障害者保健福祉手帳	1級			
必要書類	申告方法によって異なります。詳しくは下記窓口にお問い合わせください。				
窓 口	所 得 税：水戸税務署 水戸市北見町1番17号 ☎029-231-4211 市県民税：笠間市役所 税務課 市民法人税グループ				

相続税の障害者控除

身

知

精

相続人が85歳未満の障がい者の場合、相続税の額から一定の金額を差し引きます。

内 容	名称	対象者		控除額
	障害者控除	身体障害者手帳	3級～6級	85歳に達するまでの 年数1年につき 10万円
療育手帳		B・C		
精神障害者保健福祉手帳	2級・3級			
特別障害者控除	身体障害者手帳	1級・2級	85歳に達するまでの 年数1年につき 20万円	
	療育手帳	マルA・A		
	精神障害者保健福祉手帳	1級		
必要書類	障害者手帳 ※その他の必要書類については、下記窓口にお問い合わせください。			
窓 口	水戸税務署：水戸市北見町1番17号 ☎029-231-4211			

贈与税の非課税

身

知

精

障がいをお持ちの方の生活費などに充てるため、一定の信託契約に基づいて障がいをお持ちの方を受益者とする財産の信託があったときは、その信託受益権の価額の一定額まで贈与税がかかりません。

内 容	対象者		上限価額
	障 害 者	特別障害者以外の障害者のうち精神に障がいがある方	3,000万円
特別障害者	身体障害者手帳	1級・2級	
	療育手帳	マルA・A	
	精神障害者保健福祉手帳	1級	
特別障害者	6,000万円		
必要書類	障害者手帳 ※その他の必要書類については、下記窓口にお問い合わせください。		
窓 口	水戸税務署：水戸市北見町1番17号 ☎029-231-4211		

自動車税等の減免

身

知

精

心身に障がいをお持ちの方が使用する自動車及び軽自動車（以下、自動車等とする。）、その方と生計を一にする方が心身に障がいをお持ちの方のために使用する自動車等、またはその方のために常時介護する方が使用する自動車等は、一定の要件を満たす場合に（軽）自動車税種別割・（軽）自動車税環境性能割が減免されます。

対 象 車	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者ご本人が使用する自動車等 ・ 障がい者の通学・通院・通所・生業に使用される自動車等 対象となる「運転者」と「自動車等の所有者」の要件は以下のとおりです。	
	【運転者】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者ご本人 ・ 障がい者と生計を一にする方 ・ 障がい者を常時介護する方 	【自動車の所有者】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者ご本人 ・ 障がい者と生計を一にする方
	※減免対象車は、障がい者一人に対し、一台に限られます。	
必要書類	必要書類については、下記窓口にお問い合わせください。	
窓 口	「既に所有している場合」 自動車税種別割：水戸県税事務所（０２９－２２１－６６０５） 軽自動車税種別割：笠間市役所税務課 「新たに取得する場合」 自動車税（種別割・環境性能割）：水戸県税事務所自動車税分室 軽自動車税環境性能割（０２９－２４７－１２９７）	

《対象となる障がい区分・等級》

身体障害者手帳		1級	2級	3級	4級	5級	6級
障がいの区分							
視覚		●	●	●	●		
聴覚			●	●			
平衡機能				●			
音声機能 (喉頭摘出の場合に限る)				●			
上肢機能		●	●				
下肢機能		●	●	●	○	○	○
体幹機能		●	●	●		○	
脳病変 による	上肢機能	●	●				
	移動機能	●	●	●	●	●	●
心臓機能		●		●			
じん臓機能		●		●			
呼吸器機能		●		●			
ぼうこう・直腸機能		●		●			
小腸機能		●		●			
免疫機能		●	●	●			
肝臓機能		●	●	●			

療育手帳
判定が マルA または A

精神障害者保健福祉手帳
1級 かつ 次のいずれかに該当する方
<ul style="list-style-type: none"> ・ 自立支援医療受給者証(精神通院)をお持ちの方 ・ 医療福祉費受給者証(マル福)をお持ちの方 ・ 精神障がいの治療のため通院している方

※納税後の減免申請は行えませんので、ご注意ください。

※身体障害者手帳の場合、減免の可否は手帳の総合等級ではなく、障がい区分ごとの等級で判断されます。(例：総合等級2級の方で、内訳が上肢機能3級、心臓機能4級の場合は該当しません。)

●：障がい者と生計を一にする方・障がい者を常時介護する方が自動車等を運転する場合も該当
○：障がい者本人が自動車等を運転する場合に限り該当

7. 非常時の支援制度

災害時避難行動要支援の登録

身

知

精

難

災害時に自力で避難することが困難な方や、安全に避難するために支援を要する方の情報を把握し、対象者の避難支援体制の整備を図ります。

概要	実際に災害が起こった時に、災害時避難行動要支援者に登録されている方の情報を支援する組織（民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織、行政区、消防団）に提供し、災害時の救出活動、避難時の支援に役立てます。
対象者	災害時に、自力で避難することが困難な在宅者で、次のいずれかに該当する方 <ul style="list-style-type: none"> ・ 一人暮らし高齢者および高齢者のみの世帯（70歳以上） ・ 要介護認定者（要介護3以上の認定を受けている方） ・ 障がい者 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 身体障害者手帳1級または2級に該当する方 ➢ 療育手帳マルAまたはAと判定された方 ➢ 精神障害者保健福祉手帳1級に該当する方 ・ 難病患者 ・ 妊産婦および乳幼児 ・ 日本語の理解が十分でない外国人
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者手帳 ・ 指定難病特定医療費受給者証 ・ 特定疾患医療受給者証 ・ 介護保険受給資格証明書 等
窓口	笠間市役所 社会福祉課 障害グループまたは福祉グループ
注意	<u>※登録したことにより、必ず支援が来ることを保証するものではなく、あくまで災害時の情報共有のための登録であることをご理解ください。</u>

災害時のためのストマ装具の保管登録

身

大きな災害に見舞われた際、避難所でも使い慣れたストマ装具を装着できるよう、オストメイトの方のストマ装具の保管登録を行います。

対象者	市内に居住するオストメイトの方 ※身体障害者手帳所持者でぼうこう・直腸機能障がいの方
保管について	保管するもの：個人が使用するストマ装具（おおむね2週間分） 保管場所：笠間市役所 本所 相談室 保管期間：1年間 （申請から1年ごとに個人で交換等をしていただきます。更新期間中に更新をしなかった場合、1年間が経過したものは処分します。）
窓口	笠間市役所 社会福祉課 障害グループ

NET119緊急通報システム

身

聴覚や言語に障がいがある方が利用できるシステムです。ご自身のスマートフォンや携帯電話のインターネット接続機能を使い、119番に通報できます。

対象者	聴覚・言語機能の身体障害者手帳を交付された方で、電話での通報が困難な方。
必要書類	・身体障害者手帳 ・携帯電話（スマートフォンを含む。）
窓口	笠間市消防本部 ☎ 0296-73-0119 笠間市役所 社会福祉課 障害グループ 各支所 保険福祉課 福祉グループ

笠間市高齢者見守りあんしんシステム事業

身

知

精

在宅の高齢者および重度心身障がい者等に対し、自宅での急病やけがによる緊急通報のほか、相談や安否確認コールのサービスを利用できる押しボタン式の通報装置を貸与し、住み慣れた地域で安心・安全に暮らせるようサポートします。

対象者	笠間市に住所を有し、在宅で以下のいずれかに該当する方 ・ひとり暮らし高齢者で、要支援もしくは要介護認定を受けている方及び基本チェックリスト該当者（要介護等認定者）、または突発的に生命に危険な症状が発生する持病を有する方 ・高齢者のみの世帯で、いずれかが要介護等認定者または突発的に生命に危険な症状が発生する持病を有する方 ・日中一人暮らし高齢者（※1）で、要介護等認定者または突発的に生命に危険な症状が発生する持病を有する方 ・重度身体障がい者（※2）のみの世帯及び重度身体障がい者と高齢者のみの世帯に属する重度身体障がい者 ※1 同居する家族の就労等により、常におおむね10時間以上ひとり暮らしとなる方 ※2 身体障害者手帳1級・2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳A判定以上の方 ※3 固定電話回線を有すること
費用	所得状況に応じて異なります。
必要書類	・障害者手帳
窓口	笠間市役所 社会福祉課 障害グループ 高齡福祉課 高齡福祉グループ 各支所 保険福祉課 福祉グループ

8. その他の制度

いばらき身障者等用駐車場利用証

身

知

精

難

歩行が困難な障がい者等の方が、ショッピングセンターや公共施設などにある身障者等用駐車場（車いす使用者用駐車施設）を利用しやすくするために、利用証を発行します。

区 分		等級	
身体障がい者	視覚障がい	4級以上	
	聴覚または平衡機能の障がい	聴覚障がい	3級以上
		平衡機能障がい	5級以上
	肢体不自由	上肢機能障がい	2級以上
		下肢機能障がい	6級以上
		体幹機能障がい	5級以上
		乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	上肢機能障がい
	移動機能障がい		6級以上
	内部障がい	心臓機能障がい じん臓機能障がい 呼吸器機能障がい ぼうこうまたは直腸機能障がい 小腸機能障がい ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい 肝臓機能障がい	4級以上
	知的障がい者	療育手帳の障がいの程度がマルAまたはAの方	
精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳の等級が1級の方		
高齢者	介護保険被保険者証の要介護状態区分が要介護1以上の方		
難病患者	指定難病特定医療費受給者証等を交付された方 小児慢性特定疾病医療受給者証を交付された方		
妊産婦	母子健康手帳を交付された方で妊娠7ヶ月～産後6ヶ月の方		
必要書類	証明となるもの（障害者手帳、指定難病特定医療費受給者証等） ※代理申請の場合、代理人の本人確認書類が必要です。		
窓 口	障がい者等	笠間市役所 社会福祉課 障害グループ 各支所 保険福祉課 福祉グループ	
	高齢者	笠間市役所 高齢福祉課	

駐車禁止除外指定車標章交付

身

知

精

障がい者本人が運転するとき、または家族の運転する車に同乗するときに、公安委員会交付の標章を掲示することで、駐車禁止場所でも駐車ができます。

対象者	障害者手帳をお持ちの方で 歩行困難または支障があり、公安委員会が必要と認めた方
必要書類	・ 障害者手帳
窓口	住所地を管轄する警察署 笠間警察署 ☎ 0296-73-0110

有料道路通行料金の割引

身

知

身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方は、有料道路の通行料金が割引になります。

概要	事前に申請することで、有料道路の通行料金が半額（通常料金から50%割引）になります。 ※登録できる車種や所有者については要件がありますので、詳しくは窓口までお問い合わせください。	
対象者	身体障害者手帳または療育手帳(マルA・A)をお持ちの方。 ① 第1種障がい者 → 障がい者本人または同乗者が運転する場合 ② 第2種障がい者 → 障がい者本人が運転する場合	
必要書類	【ETCを利用しない場合】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 身体障害者手帳 ・ 療育手帳(マルA、A) ・ 運転免許証 (障がい者本人が運転される場合のみ) 	【ETCを利用する場合】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 身体障害者手帳 ・ 療育手帳(マルA、A) ・ 自動車検査証(軽自動車届出済証) ・ 自動車検査証記録事項 ・ 運転免許証 (障がい者本人が運転される場合のみ) ・ 障がい者本人名義のETCカード ※障がい者本人が18歳未満の場合は 保護者名義のカードで可 ・ ETC車載器の管理番号が確認できるもの
窓口	笠間市役所 社会福祉課 障害グループ 各支所 保険福祉課 福祉グループ	
備考	2年に1回、更新手続きが必要となります。 なお、更新は有効期限の2ヶ月前から可能です。 (変則的な更新手続きが必要となる場合もあります。) 事前に登録した車以外でも、要件を満たしていれば割引を受けることができます。	

NHK受信料の免除

身

知

精

世帯に障がいをお持ちの方がいる場合、要件に該当すればNHKの受信料が全額、もしくは半額免除されます。

対象者	<p>【全額免除】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世帯員のどなたかが障害者手帳をお持ちで、かつ世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合 <p>【半額免除】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世帯主かつNHK受信契約者の方が障がいをお持ちで、以下の障がいの区分・程度に該当する場合 							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>身体障がい</th> <th>知的障がい</th> <th>精神障がい</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th>障がいの区分・程度</th> <td> 身体障害者手帳 ・視覚障がい ・聴覚障がい ・その他の障がい 1級、2級 </td> <td> 療育手帳 ・マルA ・A </td> <td> 精神障害者保健福祉手帳 ・1級 </td> </tr> </tbody> </table>		身体障がい	知的障がい	精神障がい	障がいの区分・程度	身体障害者手帳 ・視覚障がい ・聴覚障がい ・その他の障がい 1級、2級	療育手帳 ・マルA ・A
	身体障がい	知的障がい	精神障がい					
障がいの区分・程度	身体障害者手帳 ・視覚障がい ・聴覚障がい ・その他の障がい 1級、2級	療育手帳 ・マルA ・A	精神障害者保健福祉手帳 ・1級					
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者手帳 ・印鑑 							
窓口	笠間市役所 社会福祉課 障害グループ 各支所 保険福祉課 福祉グループ							

笠間市通院通所タクシー利用券

身

知

精

重度の心身障がい者に対し、通院または機能回復訓練のため、通所に要する交通費の一部を助成します。

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳1級、2級 ・療育手帳マルA、A ・精神障害者保健福祉手帳1級 <p>※ただし、自動車税種別割または軽自動車税種別割を免除されている者は除く。</p>
助成額	1回の乗車(片道)につき 定額600円、年間48回分 (人工透析患者については、年間144回分)
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者手帳
窓口	笠間市役所 社会福祉課 障害グループ 各支所 保険福祉課 福祉グループ
備考	※スーパーやコンビニ、娯楽施設等への移動は助成対象外となります。 ※本制度を利用される際の支払方法は、現金払いのみとなります。 ※紛失の場合、再交付は行いません。

デマンドタクシーかさまの割引

身

知

精

障害者手帳をお持ちの方は、片道400円で利用できる笠間市内を運行する乗り合いタクシーを、片道200円の割引料金で利用できます。なお、割引料金で利用するためには、事前申請が必要となります。

対象者	笠間市在住で、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳のいずれかをお持ちの方
必要書類	・ 障害者手帳
窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・ 初回利用登録の場合 笠間市役所 企画政策課 笠間市役所 社会福祉課 各支所 保険福祉課 福祉グループ 笠間市商工会（笠間本所、友部事務所、岩間事務所） 笠間市社会福祉協議会（友部本所、笠間支所、岩間支所） ・ 割引登録のみを行う場合 笠間市役所 企画政策課 各支所 保険福祉課 福祉グループ
備考	・ 割引適用は、お手持ちの手帳の有効期間内のみとなります。手帳を更新した際は、新しい有効期間がわかる手帳の写しを、上記の割引登録の窓口までご提出ください。

JR旅客運賃の割引

身

知

身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの方がJRを利用する場合、運賃が割引になります。

対象者	身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの方 ※詳しくは次ページ【対象要件と割引内容】を参照してください。
利用方法	JR各駅の乗車券販売窓口にて手帳を提示してください。 列車に乗車する際も、必ず手帳をお持ちください。
問い合わせ先	JR東日本テレフォンセンター ☎ 050-2016-1600

(前ページに続く)

【対象要件と割引内容】

適用範囲	割引対象乗車券	割引率	備考
第1種障がい者とその介護者で乗車する場合	普通乗車券 回数乗車券 普通急行券 定期乗車券	50%	ただし、回数乗車券はJR線区間単独にて発売
12歳未満の障がい児とその介護者で乗車する場合	定期乗車券 (小児定期乗車券を除く)	50%	小児定期旅客運賃は割引を適用できません
障がい者単独で乗車する場合	普通乗車券	50%	片道の乗車距離が100kmを超える場合

※ 割引対象の区間は、私鉄線等 他の鉄道会社線とまたがる場合を含みます。

※ JR線と私鉄線等 他の鉄道会社線をまたがる区間は、1枚で発売できる範囲があらかじめ決められています。

※ 障がい者とその介護者をご利用になる場合は、同一区間の乗車券類の購入となります。

※ JR線では、精神障害者保健福祉手帳は障がい者割引の対象外ですが、一部の私鉄線では対象となる場合があります。詳細は各種私鉄線の窓口にてお問い合わせください。

県内バス(路線バス)運賃の割引

身

知

精

身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの方は、路線バスの運賃が割引になります。路線により条件等が異なりますので、詳細は各運行会社へお問い合わせください。

対象者	身体障害者手帳 または 療育手帳 をお持ちの方。		
	・ 第1種障がい者 → 障がい者本人 と その介護者		
	・ 第2種障がい者 → 障がい者本人		
	※ 路線バス事業者によっては、必要に応じて精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方も対象とする場合があります。		
	適用範囲	割引対象乗車券	割引率
	障がい者・第1種障がい者の介護者	普通乗車券	50%
	JRの規則に準ずる者	定期乗車券	30%
問い合わせ先	各運行会社へ直接お問い合わせください。		

※ 障がい者とその介護者をご利用になる場合は、同一区間の運賃支払となります。

国内航空運賃の割引

身

知

精

障害者手帳をお持ちの方は、手帳を提示することで航空運賃の割引を受けることができます。各種航空会社により割引率や条件が異なりますので、詳細は各種航空会社へお問い合わせください。

対象者	障害者手帳(顔写真付き)をお持ちの満12歳以上の方 およびその介護者1名
問い合わせ先	各運行会社へ直接お問い合わせください。
備考	・ 搭乗日当日に手帳の有効期間が満了している場合には、搭乗できませんのでご注意ください。

タクシー料金の割引

身

知

身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの方は、該当する手帳を提示することで、県内の利用に限り、タクシー料金が 1割引 になります。

対象者	身体障害者手帳 または 療育手帳 をお持ちの方
問い合わせ先	茨城県ハイヤー・タクシー協会 ☎ 029-297-7131 FAX 029-297-7132



主な県内施設入場料の割引・減免

身

知

精

◆ 利用料が免除される都市公園施設

笠間芸術の森公園	笠間市	0296-72-1990	利用料
借楽園	水戸市	029-244-5454	入館料
弘道館公園	水戸市	029-231-4725	入館料
堀原運動公園	水戸市	029-251-8444	利用料
笠松運動公園	ひたちなか市	029-202-0808	利用料
洞峰公園	つくば市	029-852-1432	利用料
県西総合公園	筑西市	0296-57-5631	利用料
大子広域公園	久慈郡大子町	0295-72-5824	利用料
港公園	神栖市	0299-92-5155	展望塔
砂沼広域公園	下妻市	0296-43-6661	利用料

◆ 入場料が免除される県立施設等

身

知

精

借楽園	水戸市	029-221-6570	好文亭
茨城県立歴史館	水戸市	029-225-4425	入館料
茨城県立近代美術館	水戸市	029-243-5111	入館料
茨城県陶芸美術館	笠間市	0296-70-0011	観覧料
笠間つつじ公園	笠間市	0296-72-9222	入園料
国営ひたち海浜公園	ひたちなか市	029-265-9001	入園料
茨城県フラワーパーク	石岡市	0299-42-4111	入園料
アクアワールド茨城県大洗水族館	大洗町	029-267-5151	入場料
茨城県天心記念五浦美術館	北茨城市	0293-46-5311	入館料
茨城県植物園	那珂市	029-295-2150	入園料
茨城県つくば美術館	つくば市	029-856-3711	入館料

※ 障がいの種別や等級によっては該当しない場合がありますので、詳しくは各管理事務所等へお問い合わせください。

NTT番号案内(ふれあい案内)の無料化

身

知

精

電話帳の利用が困難な身体障がいのある方、知的障がいおよび精神障がいのある方を対象に、104番への電話番号の問い合わせを無料でご利用いただけます。

※事前登録が必要となります。

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳をお持ちの方 視覚障がい1～6級 上肢・体幹・脳原性運動機能障がい1・2級 聴覚障がい2・3・4・6級、 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい3・4級 ・療育手帳をお持ちの方 ・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
窓口	NTTふれあい案内担当 ☎ 0120-104-174(全国共通)

携帯電話使用料の割引

身

知

精

難

障害者手帳をお持ちの方は、手帳を提示することで携帯電話使用料の割引を受けることができます。各種携帯電話会社により割引率や条件が異なりますので、詳細は各種携帯電話会社へお問い合わせください。

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳をお持ちの方 ・療育手帳をお持ちの方 ・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 ・指定難病特定医療費受給者証をお持ちの方
窓口	各携帯電話会社
備考	※ 障がいの種別や等級によっては該当しない場合がありますので、詳しくは上記窓口へお問い合わせください。



青い鳥郵便葉書の無償配布

身

知

身体障がい者および知的障がい者の福祉に対する理解と認識を深めるため、重度身体障がい者および重度知的障がい者でご希望された方に、青い鳥をデザインしたオリジナル封筒に通常葉書（20枚）を入れ、無償で配布しています。

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳1・2級をお持ちの方 ・療育手帳マルA・Aをお持ちの方
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳または療育手帳 ・青い鳥郵便葉書配布申込書
受付期間	毎年4月～5月
窓口	最寄りの郵便局
問合せ先	日本郵便株式会社 お客様サービス相談センター ☎0120-2328-86
備考	<p>【配布葉書】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常郵便葉書（無地、インクジェット紙、くぼみ入り） ・通常郵便葉書胡蝶蘭（無地、インクジェット紙） <p>※ くぼみ入りは目の不自由な方が使いやすいように、郵便葉書の表面左下部に半円形のくぼみを入れ、上下・裏表が分かるようにした葉書です。</p>

郵便等による不在者投票

身

身体が不自由なため投票所へ行くことが困難な方は、自宅などで郵便による不在者投票をすることができます。

対象者	身体障害者手帳をお持ちの選挙人で、下記の障がいに該当する方
手続	<ol style="list-style-type: none"> 1) 選挙管理委員会で、郵便等投票証明書の交付を受ける。 → 必要書類：申請書、身体障害者手帳 2) 選挙管理委員会に、投票用紙・投票用封筒の請求を行う。 → 必要書類：請求書、郵便等投票証明書
窓口	笠間市選挙管理委員会（総務課 総務法制グループ）

【対象者】

両下肢、体幹、移動機能障がい	1級または2級
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸機能障がい	1級または3級
肝臓、免疫機能障がい	1～3級
※上肢機能、視覚障がい（代理記載制度をご利用できます）	1級

郵便料金の免除

身

盲人用点字郵便 および 盲人福祉施設から発送される特定録音郵便物の郵送料は、無料になります。

窓 口	お近くの郵便窓口
備 考	3 kg以内が無料

スポーツ・文化イベント

行事名	内 容	時 期
笠間市ふれあい作品展	障がいを持つ方が制作した作品を一堂に集め、展示を行います。	冬季
笠間市ふれあいスポーツの集い	障がい者と子どもが共通の場に集い、楽しいレクリエーションを通して、明るく豊かな地域づくりを目指します。	秋季
笠間市みんなの音楽祭	歌や楽器演奏、ダンスなど音楽を通して、子どもも大人も、障がいのある人もない人も一緒に楽しみながら、親睦を深めます。	冬季
身体障害者山の集い 身体障害者銀輪の集い	大自然の中で、機能回復訓練をかねて一日を過ごし、相互の友愛を深めます。	秋季
茨城県障害者福祉の集い	障がい者と障がい福祉の活動に携わる多くの人々が一堂に集い、講演会などの機会を通し、研鑽を深める機会とします。	秋季

ヘルプマーク・ヘルプカードの配布

身

知

精

難

援助や配慮を必要としていることが外見からは分かりにくい方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくするためのマーク・カードです。

対 象 者	市内在住の義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、妊娠初期の方、または認知症や精神疾患がある方など (障害者手帳をお持ちでなくとも対象となります。) ※ 数に限りがあるため、 <u>1人につき1個の配布</u> といたします。
窓 口	笠間市役所 社会福祉課 障害グループ 高齡福祉課 各支所 保険福祉課 福祉グループ 笠間市地域包括支援センター

かさま未来さぽーとぶっくの配布

「かさま未来さぽーとぶっく」は、初めて関りを持つ支援機関や支援者に知ってほしい、障がいのあるお子さんや障がい疑われるお子さんのさまざまな情報（プロフィール・生育や発達経過・特性・関わり方や必要な配慮など）を保護者の方がひとつの冊子にまとめたもの（ファイリングしたもの）です。進学や進級、就職、障害年金の申請の際にも役立てることができます。

<p>対象者</p>	<p>市内在住の方（おおむね18歳未満） ※ 障害者手帳をお持ちでなくとも対象となります。 ※ 数に限りがあるため、1人につき1冊の配布となります。 ※ 各ページの内容は笠間市公式ホームページからダウンロードできます。「さぽーとぶっく」で検索してください。</p>
<p>ぜひ活用してほしいお子さんの状態像</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者手帳をお持ちの方 ・ 特別支援学校に在籍している方、入学を考えている方 ・ 医療的なケアがあり、日常生活における支援が必要な方
<p>窓口</p>	<p>笠間市役所 社会福祉課 障害グループ 笠間市基幹相談支援センター</p>



9. 各種相談窓口

笠間市内の相談窓口

◆ 市の相談窓口

笠間市福祉事務所	社会福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者手帳の申請 ・ 障害福祉サービスの申請 ・ 自立支援医療の申請 ・ 補装具費支給（購入・修理・借受）の申請 ・ 日常生活用具の支給申請 ・ 障がい者の虐待に関する相談 ・ 生活保護に関すること
	高齢福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護保険に関すること ・ 在宅高齢者福祉に関すること ・ 老人福祉に関すること ・ 介護予防に関すること ・ 生活支援サービスに関すること
	地域包括支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者の総合的な相談 ・ 認知症に関する相談 ・ 高齢者の権利擁護・虐待に関すること ・ 要支援者のサービス利用に関すること
健康医療政策課 (地域医療センターかさま内)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康に関する相談 ・ こころの悩みに関する相談 	
保険年金課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療福祉費支給制度（マル福）に関すること ・ 後期高齢者医療制度に関すること ・ 老齢年金・障害基礎年金など国民年金に関すること 	
子ども政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・ こどもの発育・発達に係る相談 ・ 養護、非行など子育てに関する相談 ・ 児童虐待に関する相談 ・ DVに関する相談 	
子ども福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子育て支援に関すること ・ 児童、母子・父子の福祉に関すること ・ 保育所・認定子ども園等に関すること 	
笠間市子ども育成支援センター (地域福祉センターともべB館内)	<ul style="list-style-type: none"> ・ こどもの成長や発達に対する不安や悩みに関すること 相談専用ダイヤル ☎0296-73-4711	
笠間市教育委員会 (本庁：学務課)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就学に関する相談 ・ 学校生活に関する相談 	
問い合わせ先	笠間市役所 笠間市中央 3-2-1 笠間支所 笠間市笠間 1532 岩間支所 笠間市下郷 5140	☎0296-77-1101(友部・笠間地区) “ ☎0299-37-6611(岩間地区)

◆ 笠間市内にある障がいに関する総合窓口

笠間市基幹相談 支援センター	・ 障がいに関する相談 ・ 情報提供	笠間市美原 3-2-11 (こども育成支援センター内) ☎0296-73-5080
笠間市社会福祉協議会	・ 福祉資金の貸付 ・ 心配ごとの相談 ・ ボランティア ・ 生活困窮の相談 等	(友部)美原 3-2-11 ☎0296-77-0730 (笠間)石井 717 ☎0296-73-0084 (岩間)下郷 5139-1 ☎0299-45-7889
障害者相談員	・ 障がいに関する相談	☎市から委託を受けた相談員個人 の連絡先

分野別相談窓口

◆ こどもの発達相談

茨城県立こども病院	医療に関する 相談	水戸市双葉台 3-3-1 (要紹介状、予約制) ☎029-254-1151
笠間市保健センター	教育・保育・障がい いや発達の遅れ、 集団への不適應、 学習の遅れ等の 相談	笠間市南友部 1966-1 (地域医療センターかさま内) ☎0296-77-9145
笠間市こども育成 支援センター		笠間市美原 3-2-11 (地域福祉センターともべB館内) ☎0296-73-4711
教育支援室「ここから」		笠間市美原 3-2-11 (地域福祉センターともべB館内) ☎0296-78-9151
発達が気になるこども の教育相談		笠間市平町 1410 (茨城県教育研修センター内) ☎0296-78-2777
茨城県発達障害者支援 センター「あい」		東茨城郡茨城町小堤 285-5 ☎029-219-1222
茨城県中央児童相談所		水戸市水府町 864-16 ☎029-221-4150
茨城県母子保健センター		水戸市緑町 3-5-35 (茨城県保健衛生会館内) ☎029-221-1553

◆ 医療的ケアを必要とするこどもの相談

こども政策課	・ 子育てに関する相談	笠間市南友部 1966-1 (地域医療センターかさま内) ☎0296-78-3155
こども福祉課	・ 保育所等に関する相談 ・ 保育所等における訪問看護についての相談	笠間市中央 3-2-1 ☎0296-77-1101
笠間市こども育成支援センター	・ こどもの発達や療育に関する相談	笠間市美原 3-2-11 (地域福祉センターともべB館内) ☎0296-73-4711
社会福祉課	・ 障害者手帳や各種制度に関する相談	笠間市中央 3-2-1 ☎0296-77-1101
笠間市基幹相談支援センター	・ 障害福祉サービスの利用に関する相談	笠間市美原 3-2-11 (地域福祉センターともべB館内) ☎0296-73-5080
笠間市教育委員会 (本庁：学務課)	・ 市内小中学校、義務教育に関する相談 ・ 学校での訪問看護についての相談	笠間市中央 3-2-1 ☎0296-77-1101
訪問看護ステーションかさま	・ 訪問看護の利用についての相談	笠間市南友部 1966-1 (地域医療センターかさま内) ☎0296-77-0034
茨城県医療的ケア児支援センター「みちしるべ」	・ 医療的ケアに関する相談	那珂郡東海村照沼 825 (独) 国立病院機構 茨城東病院内 ☎029-287-8627



◆ 心とからだの相談

こころの相談室	心の悩みに関する相談	笠間市保健センター内 ☎0296-77-9145 ※要予約、開催場所は適宜変更あり
茨城県精神保健福祉センター	精神保健、思春期、アルコール問題等に関する相談	水戸市笠原町 993-2 ☎029-243-2870（予約専用電話）
茨城県ひきこもり相談支援センター	専門のスタッフによるひきこもりに関する相談	筑西市西方 1790-29 ☎0296-48-6631
いばらきこころのホットライン	不登校、対人関係、治療上の問題など心の問題全般に関する相談	☎029-244-0556（平日） 0120-236-556（土日） ※ 祝祭日・12/29～1/3を除く 9時～12時、13時～16時
茨城いのちの電話	生活・医療・家庭・対人関係の悩みや不安等に関する相談	☎029-350-1000（水戸） ☎029-855-1000（つくば） ※365日24時間対応
子どもホットライン	友人関係、不登校、いじめ等に関する悩みごと相談	☎029-221-8181 FAX 029-302-2166

◆ 職業に関する相談

ハローワーク笠間	職業紹介、専門員による就業相談	笠間市石井 2026-1 ☎0296-72-0252
茨城県障害者職業センター	ハローワーク等の関連機関と連携し、就業相談、職場適応のための援助、職場復帰の支援等	笠間市鯉淵 6528-66 ☎0296-77-7373 FAX 0296-77-4752
水戸地区障害者就業・生活支援センター	障がい者就業・生活支援事業	水戸市赤塚 1-1 ミオスビル 2F ☎029-309-6630
茨城県障害者ITサポートセンター	パソコン操作、利用に関する相談、支援	笠間市鯉淵 6550（茨城福祉工場内） ☎0296-70-5733

◆ お金や権利に関する相談

笠間市消費生活センター	商品や架空請求など消費生活全般に関する苦情や相談	笠間市友部駅前 1-10 笠間市地域交流センターともべ内 ☎0296-77-1313
水戸財務事務所	多重債務に関する相談	水戸市北見町 1-4 ☎029-221-3188
茨城県障害者権利擁護センター	障がい者に対する虐待に関する相談	水戸市千波町 1918 茨城県手をつなぐ育成会内 ☎029-353-8663
茨城県障害者差別相談室	障がい者に対する差別に関する相談	水戸市千波町 1918 茨城県手をつなぐ育成会内 ☎029-246-6049

◆ その他

茨城県福祉相談センター	身体または知的障がいのある方へ医師・理学療法士・社会福祉士等の専門スタッフによる相談、支援	水戸市三の丸 1-5-38 ☎029-221-0800
茨城県高次脳機能障害支援センター	高次脳機能障がいに関する相談	稲敷郡阿見町阿見 4669-2 (茨城県立医療大学内) ☎029-887-2605
茨城県難病相談・支援センター	難病に関する相談	稲敷郡阿見町阿見 4669-2 (茨城県立医療大学内) ☎029-840-2838
茨城県立聴覚障害者福祉センターやすらぎ	手話通訳者や要約筆記者の養成・派遣、相談	水戸市住吉町 349-1 ☎029-248-0029 FAX 029-247-1369
茨城県立視覚障害者福祉センター	各種相談、点字・録音図書の貸出等	水戸市袴塚 1-4-64 ☎029-221-0098
身体障害者結婚相談所	身体の不自由な方への結婚に関する相談	水戸市千波 1918 (茨城県総合福祉会館内) ☎029-243-7010

障がい福祉のしおり

令和6年度4月改定版

編集・発行

笠間市 保健福祉部

社会福祉課 障害グループ

【笠間市役所】

〒309-1792 笠間市中央三丁目2番1号

【笠間支所】

〒309-1698 笠間市笠間1532番地

【岩間支所】

〒319-0294 笠間市下郷5140番地

共通番号 ☎0296-77-1101 (友部・笠間地区)

☎0299-37-6611 (岩間地区)